

## 商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 熊谷 泉

### 1 日時

平成23年10月19日(水曜日)

午前10時3分開会、午後5時7分散会(うち休憩 午前10時20分～午前10時22分、午前10時56分～午前11時 00分、午前11時2分～午前11時4分、午前11時19分～午前11時21分、午前11時41分～午前11時45分、午前 11時59分～午後1時1分、午後1時5分～午後1時6分、午後3時10分～午後3時21分)

### 2 場所

第3委員会室

### 3 出席委員

熊谷泉委員長、高橋但馬副委員長、渡辺幸貫委員、佐々木博委員、軽石義則委員、福井せいじ委員、工藤勝博委員、小西和子委員、斉藤信委員、小泉光男委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

菅原担当書記、熊原担当書記、木村併任書記、村上併任書記

### 6 説明のために出席した者

商工労働観光部

齋藤商工労働観光部長、高橋副部長兼商工企画室長、阿部雇用対策・労働室長、松川経営支援課総括課長、佐々木科学・ものづくり振興課総括課長、福澤産業経済交流課総括課長、戸館観光課総括課長、保企業立地推進課総括課長、津軽石雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、飛鳥川商工企画室企画課長、猪久保雇用対策・労働室労働課長

教育委員会

菅野教育長、高橋教育次長兼教育企画室長、佐々木教育次長兼学校教育室長、佐藤参事兼教職員課総括課長、石川教育企画室企画課長、泉教育企画室予算財務課長、小倉教育企画室学校施設課長、高橋学校教育室学校企画課長、多田学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、高橋学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、上田学校教育室高校改革課長、錦生涯学習文化課総括課長、平藤首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、中村生涯学習文化課文化財・世界遺産課長、佐々木学校教育室首席指導主事兼特別支援教育担当課長、

田村学校教育室主任指導主事兼生徒指導担当課長、  
阿部学校教育室首席指導主事兼産業教育担当課長、  
漆原教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、  
中山教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長

総務部

小原副部長兼総務室長、清水総務室管理課長、紺野法務学事課総括課長、  
鈴木法務学事課私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

3人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

議案第1号 平成23年度岩手県一般会計補正予算(第7号)

議案第7号 平成23年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第3号)

議案第20号 特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例の一部を改正する

条例

議案第21号 職業能力開発校条例の一部を改正する条例

議案第26号 権利の放棄に関し議決を求めることについて

議案第27号 和解に関し議決を求めることについて

(請願陳情)

受理番号第10号 石油製品の安定供給と原油高騰への特別対策についての請願

受理番号第13号 被災地復興のため医療等の充実を求める請願

受理番号第15号 介護福祉士等修学資金貸付制度等の拡充及び介護福祉士養成に

係る離職者等再就職訓練事業等の継続実施を求める請願

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

議案第1号 平成23年度岩手県一般会計補正予算(第7号)

議案第22号 岩手県スポーツ推進審議会条例

議案第23号 岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

議案第24号 岩手県立盛岡商業高等学校校舎改築(建築)工事の請負契約の締結

に関し議決を求めることについて

(3) 総務部関係審査

(議案)

議案第1号 平成23年度岩手県一般会計補正予算(第7号)

(4) その他

委員会調査について

## 9 議事の内容

○熊谷泉委員長 おはようございます。ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの正副委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

初めに、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。

本日の日程であります。請願陳情受理番号第10号石油製品の安定供給と原油高騰への特別対策についての請願につきましては、当商工文教委員会及び環境福祉委員会に、また受理番号第13号被災地復興のための医療等の充実を求める請願につきましては、当委員会、総務委員会及び環境福祉委員会に、受理番号第15号介護福祉士等修学資金貸付制度等の拡充及び介護福祉士養成に係る離職者等再就職訓練事業等の継続実施を求める請願につきましては、当委員会及び環境福祉委員会に、それぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、このうち当委員会及び環境福祉委員会に付託された請願の中には、国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて、環境福祉委員会との協議が必要になる可能性がありますことから、環境福祉委員長と申し合わせをし、いずれの委員会においても、最初に審議を行うこととしておりますので御了承願います。

それでは、受理番号第10号石油製品の安定供給と原油高騰への特別対策についての請願を議題といたします。なお、当委員会付託部分は請願項目のうち、項目2(2)及び項目3(3)イでありますので、御了承を願います。

本請願について、当局の参考説明を求めます。

○松川経営支援課総括課長 それでは、石油製品の安定供給と原油高騰への特別対策についての請願に関しまして、原油高騰の背景、農林漁業に対する支援策及び中小零細事業者に対する支援策について御説明申し上げます。

まず、原油価格高騰の背景ですが、2010年版エネルギー白書によりますと、第1に、地政学的リスクが挙げられ、資源国や輸送経路近隣国の政治情勢、輸出規制などの資源国でのナショナリズムの高揚、消費国間の資源争奪などをあげてあります。

原油価格の指標でありますWTI原油先物価格では、2008年度が1バレル41.44ドル、2009年度が74.49ドル、2010年度が85.15ドルで、ことしになりまして1バレル100ドルを超えた時期もありましたが、直近の9月時点では1バレル85.62ドルとなっております。

次に、農林漁業に対する支援ですが、いわて未来農業確立総合支援事業による省エネ施設等の導入支援、森林整備加速化・林業再生基金事業による省エネ機械等の導入支援、また水産業では漁業構造改革総合対策事業による設備導入支援、共同利用漁船修復支援事業によ

る被災した漁船等への省エネ型機械や漁労設備の導入支援、漁業経営セーフティネット構築事業による原油価格の上昇に対応した補てん措置があります。また、融資制度として長期運転資金として幅広い資金取得に対応できる農林業セーフティネット資金などがあります。

次に、運輸業に対する支援策ですが、県単事業の運輸事業振興費補助があり、営業用自動車の公共性に配慮して輸送力の確保、輸送サービスの改善、輸送コストの削減などを目的に、社団法人岩手県トラック協会、社団法人岩手県バス協会に対して補助をしております。

中小零細事業者に対する支援であります。県単融資として中小企業経営安定資金に原油高対策枠があり、原油の仕入価格が10%以上上昇した場合、仕入価格が売り上げの10%を占める場合、価格上昇を転嫁できない場合といった事業者に対し、8,000万円までの融資を受けられるようになっております。

国におきましては、政府系金融機関によるセーフティネット貸し付けとして社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している事業者には、4,800万円以内で設備運転資金が受けられるようになっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○熊谷泉委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 商工文教委員会にかけられたのは2項目ということになります。一つは岩手県に対しての支援策ということで、原油高騰に苦しむ農林漁業者、運輸業者、中小零細業者に向けて効果的な支援策と。私は、ことしは特に二重の意味で支援を強化することが必要であると。今説明があったように、原油価格の高騰がずっと続いていて、2008年と比べれば1バレル当たりの価格が倍以上になっているわけですね。それが今のさまざまな燃油に反映していると思いますけれども、もう一つは今度の大地震ですよね。大地震で中小零細業者、農林漁業者が大打撃を受けている中で、それへの支援も求められている。だから二重の意味で、この請願にあるように農林漁業者や運輸業者、中小零細業者に向けて、今まで以上の従来にない支援が必要だと思いますが、この二重の今の切実な実態というのを県はどういうふうにとらえているか。

二つ目の項目は、国に対してのことですから、燃油の減税措置が規制緩和でなくなるのではないかという不安も出ております。国がそういうことをやったら、これは本当に大変な逆行現象なので、国としても、今までの制度はもとより、今まで以上の対策を求めていく必要があると。県として、国に対してこうした課題で今までどういう対応をしてきたのか、この2点をお聞きしたい。

○松川経営支援課総括課長 まず第1点目の震災への対応ということかと思いますが、原油対策は先ほど申し上げましたとおりでございますが、震災についてもこれまでも議会のほうでいろいろ御承認いただいた補助金、あるいは融資制度ということで、それぞれその審査に対応できるような支援策を講じてきているところでございます。いわば、さらに原油高ということで重複したものがあるかと思いますが、それには先ほど申し上げたように、原油高対策に対応した融資制度もございますが、それを効果的に使っていただければとい

うふうに考えております。

それから、国への対応ということでございますが、震災対策の中で、セーフティネットの補償制度など、非常に大型にしてやっていただいております。それにつきましては、既に6月の国のほうの補正予算等で枠を拡大しておりますので。これは、原油対策というよりは震災対策ということになるかと思えますけれども、そういったことで、国のほうも対応をしていきたいということでございます。

なお、国への要請ということについては、震災に絡んでのことでは、それぞれの省庁のほうにはいろいろと必要な要望はしております。

○斉藤信委員 いずれ大震災で船もなくなり、養殖施設もなくなり、わずかな船で漁業の再建に漁業者は取り組んでおられる。農家にしても、沿岸は塩害その他大変な大被害で、漁業も農業も1年、2年収入が入ってこないような状況が続く中で、私は今まで以上の支援策が国も県も必要になっているのではないかと思いますので、この請願は、全会派紹介議員になっておりますので、全会一致で採択していただきたい。

○渡辺幸貴委員 結論的には、石油行政を新しく構築して頑張れというような意味が最後のところに書いてあるのですが、この前段の認識を私はちょっと聞きたいのですけれども。

最初のページの6行目あたりから、石油元売会社は製油所や油槽所、タンクローリー車を最低限にまで削減し続けてきたからであるとあるのですが、製油所や油槽所は、今まで石油会社は過当競争だったということで、大きく三つの石油会社にだんだん集約されてきたのです。それに伴って、余計だった製油所や油槽所が統廃合されてきたという部分があって、逆に、石油会社に言わせれば、それによって我々はコストを削減してきたのだという思いがあるのではないかと。

そしてまた産油国においても、こういうものをつくられて、むしろ半製品で送るという時代になってきたということだと思うので、これがこういうことをまた逆に、もとに戻せみたいな趣旨でこの文章がつけられているとすれば、ちょっと気になるなと思います。その辺の認識について、当局としては私と違うのか同じなのか、その辺、前文がなければ、最後の石油行政に物申すという認識が違うと思いますので、ちょっと聞きたいと思えます。

○松川経営支援課総括課長 先ほど引用しましたエネルギー白書の中には、設備の老朽化ということもリスクの一つというふうに取り上げております。業界の関係については、ちょっと私は承知しておりませんので、そういったことも一つのリスクだというふうに国のほうではとらえられているというふうに理解していました。

○斉藤信委員 渡辺委員の問題意識に関わって議論しておきたいと思うのですけれども、この請願の趣旨は極めて重要で、今度の震災で我々はガソリン不足に悩んだわけです。なぜかという、結局国が管理をしていない。そして、ここに言われているように、最大限のリストラで、製油所はもちろんやられましたが、みんな石油会社に丸投げして必要な手だてをとらなかったのです。そのため震災のときにガソリン不足で動けないという二重の災害を私たちは受けたわけです。

だから私は、ここに書いてあるのは、そういう丸投げして、リストラして、災害のときには対応できないというやり方でいいのかと。石油業界のあり方、災害対応を含めて、ある意味ではセーフティネットなのです、エネルギーというのは。災害のときにエネルギーを確保できる手だては、基本的には国の責任で、そして業界もそれに対応したものが必要だと。私はそういう意味で、この提起というのは今度の大地震の教訓を踏まえた大事な提起だったというふうに思いますので、そこのかかわりでは請願の趣旨はそういうものだと私は思います。

○渡辺幸貴委員 議論するのであればあえて言いますが、今回の災害によって製油所や油槽所、タンクローリーは御存じのとおり主に海岸にあるのです。それで流された。それで輸送ができなかったというのが結論的なことですね。ですから、そのあり方を基本的に問うところまで我々が議論できるかという、なかなかそこまではいかないのではないかと思います。現にそういう現実があることを、政府がどうやって統制していくのだということまでは、なかなか難しい問題だと私は思うので、そういう認識までは至らないのではないかと。前段は余計、石油会社に責任があるのではないかと。いうふうに書いてあり過ぎるのではないかと私は心配をして、あえて申し上げました。以上です。終わります。

○熊谷泉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 採択の御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定いたしました請願は、1件の請願を委員会の所管の都合上、項目ごとに分離して二つの委員会に付託されたものでありますので、これから意見書の取り扱いについて決定いたしますが、今定例会において意見書を提出することとなる場合は、環境福祉委員会と共同で提案することとなると思われまことから、環境福祉委員会の審査の経過も確認しながら取り進めることとしたいと思っておりますので、御了承を願います。

ただいまの結果を環境福祉委員会に連絡いたしますとともに、その審査状況を確認いたしますので、暫時休憩をいたします。そのまましばらくお待ちください。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 再開いたします。

環境福祉委員会は、まだ審査中とのことでありますので、これより意見書の検討に入るわけですが、他の委員会の審査状況によっては内容が変わる可能性もありますことから、先に次の請願陳情の審査を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議ないようでありますので、さよう決定いたしました。

次に、受理番号第 13 号被災地復興のため医療等の充実を求める請願を議題といたします。

なお、当委員会付託部分は、請願項目のうち項目 2 及び 9 でありますので、御了承願います。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○松川経営支援課総括課長 被災地復興のため医療等の充実を求める請願のうち、項目 2 について医療施設の被災状況及び復旧状況、医療施設に対する支援策、中小企業への支援策について御説明申し上げます。

まず、医療施設の被災状況ですが、病院 13 施設、診療所 54 施設、歯科診療所 60 施設、調剤薬局 52 施設、合計 179 施設で、既存の施設が 340 ございますので、うち 52%が被災したということがございます。このうち 10 月 1 日現在での復旧状況ですが、みずからの施設を直したものの、あるいは仮設で再開しているものの合計でございますが、病院が 13 施設、診療所 38 施設、歯科診療所 41 施設、調剤薬局 32 施設、合計 124 施設で、被災施設のうち 69%が再開しております。

次に、医療施設に対する支援策でございますが、国庫補助事業では医療施設災害復旧補助、仮設診療所整備事業があります。まず、医療施設等災害復旧補助であります。これは公的医療機関などを補助対象とするもので、沿岸部では 17 施設が補助対象となっております。また、仮設診療所整備事業ですが、恒久的な施設を建設するまでの間、仮設診療所を整備し、機器なども整備してありまして、沿岸部で 33 施設を整備し、おおむね 10 月ごろまでに整備が完了すると聞いております。

県単事業では、被災診療所機能回復事業があり、国庫補助事業で支援を受けられない医療機関に対して、診療再開利用する応急的な修繕、あるいは医療機器の購入経費を補助しております。また、融資制度では、医療施設の建設資金について独立行政法人福祉医療機構の融資制度の周知を図っております。

次に、中小企業への支援策ですが、二重ローンについては国、県及び地元の金融機関の出資により、岩手県産業復興機構を設置予定でありますし、復興相談センターにおきまして、医療法人を含めて幅広く相談対応をしております。

二重リースにつきましては、本年 4 月、国から社団法人リース事業協会に対して、中小企業からの支払い猶予、契約期間の延長の申し込みがあった場合には、支払い条件の変更等に柔軟に対応するように要請しております。また、国の 3 次補正予算において、震災に起因するリース設備の滅失等によりリース債務を抱えた中小企業に対し、新規のリース料の一部を補助する制度を創設する見込みと伺っております。項目 2 については、以上で説明を終わらせていただきます。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 私のほうからは、受理番号第 13 号のうち、項目 9 につきまして、参考説明といたしまして、最近の雇用情勢の現状について御説明申し上げたいと

思います。

まず、有効求人倍率の状況でございますけれども、大震災津波後の平成23年4月の新規求職者数は大幅に増加いたしました。4月には0.41倍まで悪化したところでございます。これが5月以降は求職者が減少したのに対しまして、建設業あるいは公務の復旧・復興関連求人、それから内陸部におきます自動車関連産業の生産増大等に伴いまして求人が増加してまいりました。このことによりまして、有効求人倍率は4カ月連続で改善したところでございまして、5月が0.51倍であったものが、直近の8月には0.57倍に改善したということで、震災前の水準を上回るところまで回復しているところでございます。

なお、安定所別の有効求人倍率につきましても、県内のすべての地域で8月は前月を上回っておりまして、県全体といたしまして、震災前の水準を上回るところまで回復しているところでございます。

次に、有効求職者の推移でございます。大震災津波によりまして、4月には有効求職者数が大幅に増加いたしました。5月の時点では県全体で約4万6,000人まで求職者の数が増加したところでございます。これが直近の8月には約3万7,000人と、約9,000人減少しているところでございます。

沿岸4地域の有効求職者数につきましては、震災後5月には4地域あわせて合計で約1万5,000人まで増加したところでございますけれども、直近の8月には4地域すべてで減少しておりまして、合計約1万1,000人ということで、求職者数も4地域全体で約4,000人減っているということでございます。内陸部におきましても有効求職者数が減少しておりまして、総じて改善傾向にあるのかなと認識しているところでございます。

今後の見通しにつきましては、岩手労働局によりますと、9月には有効求人倍率は横ばいから改善傾向にあるのではないかなという見通しを示しているところでございます。

県におきましては、今後におきましても雇用対策基金を積極的に活用いたしまして、雇用の下支えを図るとともに産業の振興による雇用の拡大でありますとか、被災地における事業所の復旧・復興を進めるなど、雇用の場の確保に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上で参考説明を終わらせていただきます。

○熊谷泉委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 開業医の方々の二重ローン対策、これ最も切実だと。これは私開業医の方々のアンケート調査などもお聞きいたしました。きのう高田一郎議員がこの問題を取り上げて、知事の答弁は、震災前、健全な経営をしていたところは救済するのだと、こういうことでしたね。私は、開業医の人たちは借金を抱えながらも健全な経営をしていたと思うのです。ですから、きのうの知事答弁は、私はよしとはしませんが、そういう借金を抱えながらも病院の開設、診療所の開設というのは大変な設備投資が必要なわけで、基本的にはこういう医療関係者、開業医の方々の二重ローンというのは、今回設立が予定されている産業復興機構によって二重ローンの買い上げ、この対象になり得ると思っておりますが、いかがでしょうか。

○松川経営支援課総括課長 まず、復興相談センターで受け付けということについては、幅

広く受け付けるということでございます。医療法人、社会福祉法人、農事組合法人などなど小規模事業者も含めまして、いろいろな相談に対応したいということでやっております。その中で債権の買い取りというふうな場合もあるわけですが、被災前に債務の超過になっていなかったというところに新たな融資をすることによって事業再開をして、再建をしていただくということが今回の機構の考え方でございますので、震災前の健全経営といえますか、債務超過になっていないことによって、いわば新しい資金が導入できるといったところを考えているということでございます。

○斉藤信委員 債務超過の基準ということになると、私はこれは大変だと思いますよ。病院の開設、医療機器の購入、債務超過というのは資産との関係でしょう。しかし、それは例えば開業時点ではかなりの借金抱えても、これは10年20年で解決していくと、それが通常ではないですか。

債務超過という問題も、もうちょっと厳密に言ってくれませんか。きのうの知事の答弁は、震災以前は健全な経営を続けていたにもかかわらず、震災で大きな負債を抱えた場合は救済するのだと。私はここ自身、議論をする必要があると思うけれども、まず知事がこういう答弁をした土俵に乗って言うと、債務超過というのはどういうことなのでしょう。私は、震災前に開業していた開業医というのは、基本的には健全経営だと思いますが、もう少し立ち入って言ってください。恐らく資産と借金といたら、借金のほうが上回る開業医が出てくると思います。私は、開業医というのはそういう借金を抱えてやっていると。資産、財産を持ってやっているわけではないのだから。

知事の答弁と今の松川総括課長の答弁と、私は違いがあると思うけれども、まず知事の答弁に沿って、どういうふうに見るのか。健全経営というのは資産超過で見ると、厳密にやってください、厳密に。

○松川経営支援課総括課長 きんのうの答弁のとおり、震災がもとで過大な債務を負って経営に支障を来したということですので、借金というのは、負債と、それが何年間か続くということですね。いわばフローの部分ということがございますので、先ほどの委員のお話は、もしかするとストックという意味になるかもしれませんが、その債務ということについては、借金でというか、震災がもとで経営に支障を来すという趣旨で申し上げたものでございます。

○斉藤信委員 問題は、ここはすごく大事なことなのです。私は再建を希望するすべての事業者を対象にしなくてはならないと思っています。いわば震災前に頑張っていたお医者さんはもとより個人事業者というのは、すべて二重ローン解消の対象にしなくてはならないと思います。

例えばこういうケースがあるわけです。開業直前で今度の震災に遭われた若いお医者さんがいます。今大槌町で仮設診療所をやっています。完全に債務超過です、これ。しかし、今仮設でやって、本格的な再建を目指して頑張っているのです。地域医療を支えているのです。だから、こういう方々は当然対象にして再建させなければだめなのではないですか。そ

ういう方々が対象になるのかならないのか、はっきり教えてください。

○飛鳥川商工企画室企画課長 先ほど松川総括課長の債務超過の部分につきましては、本来震災前につきましては資産と負債というところが、当然借りた1,000万円の借入金があって、それに対応した1,000万円の資産があるということで、ここはバランスシートとして債務超過の状態にはないということでございます。ところが、それが津波ということで資産だけがなくなっておりますので、震災に伴ってその1,000万円が負債だけ残ったということになりますので、そういった方は当然のことながら対象となります。

そして、今斉藤委員おっしゃったとおり、それが開業していてもいなくても、金融機関のほうとしては、それは事業性があるということで認めて融資をしているわけでございますので、それは健全経営ということから、今回の二重ローンの支援の対象者ということには、これは間違いのないということでございます。

○斉藤信委員 もう一回確認したい。今の飛鳥川課長の答弁は、私の事例については対象になり得るということですね。

〔飛鳥川商工企画室企画課長「はい」と呼ぶ〕

○斉藤信委員 ところが、この方は開業前ですから、ある意味でいけば借金だけ残った。恐らく融資を受けるときにも、資産以上の融資を受けています。だから、最初の答弁のように債務超過だけ基準になったら、これは対象にならないのです。そうではないですね。やっぱり震災前に、借金の規模のほうが大きくても、事業効果といいますか、事業の見通しがあれば、当然それは今度の二重ローン解消の対象になると、こう受けとめてよろしいということですね。

〔飛鳥川商工企画室企画課長「はい」と呼ぶ〕

○斉藤信委員 わかりました。そういうことであれば、私は多くの、ほとんどの開業医の方々、対象になると思います。

特に沿岸はお医者さんが少なく、開業医に対する支援策というのは本当に弱いのです。今回岩手県が独自に修繕費の補助というのをやりまして、これ大変喜ばれて、岩手の施策が宮城、福島に広がると。国も恐らく第3次補正で、これの対応をしてくるのではないかと思います。岩手県は一方でそういう努力をしているわけですから、しかし修繕費補助程度では再建できないのです。仮設診療所で今頑張っていますけれども、これは本人の再建が次に続くわけですね。私はそういう意味では、今まで借金しながら地域医療を支えてきた、そういう開業医が全面的に今度の新しい制度で救済されるし、地域医療を守る意欲のある方々はきちんと対応していかなくてはならないと。そういう方向が示されましたので、よくわかりました。ぜひこれは採択していただきたい。

○渡辺幸貫委員 さっき住民の雇用確保について数字的なお話がありました。確かに4月、5月は非常に求人が——慌てて仕事を探さなければいけないと。ところが、今になったら何となくいつもと同じ求職者数、求人数に数字的に戻ってきたというお話でした。では、沿岸に行っても仕事があるのかということ、あの状態を見ていて、まだまだ瓦れきの処理すらおぼつ

かないという状態の中で、数字が戻ってきた、その人たちはどこへ行ったのだという疑問を私は持つのですが、その辺はどうとらえていますか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 求職者の数がピーク時に比べて、約 9,000 人ぐらい減っているというようなことで、その内容ということでございますが、労働局の分析によりますと、求人——8月の状況からの分析で言いますと、例えば建設業、これは前年同期と比較いたしますと 116.5%増、それから製造業につきましても 22.2%増ということで、中でも輸送用機械、自動車の関係が 400%増というような状況でございます。そのほか、下支えといったしまして公務、その他ということで、いわゆる緊急雇用関係、これが 11%増ということで、恐らくこれらの部分で求職者の方が吸収されているのかなと思っています。

ただ、まだまだそういった意味では本格的な復興とまでは、沿岸の場合まだまいりませんので引き続き今回雇用保険が延長されたところではございますけれども、雇用保険切れの方が、じきに年明けには出てくる可能性もございますので、そういった方々に対しての当面のお仕事については、例えば緊急雇用の基金などを活用しながら、雇用の場を確保しつつ、産業振興による本格的な雇用の場の確保ということに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○福井せいじ委員 今の雇用の関係なのですけれども、今の有効求人倍率についての改善というのは、数字的にはあらわれているのですけれども、これは短期雇用、非正規雇用も含む形ですよ。被災地の現場に行くと、実はその募集に対してちゅうちょしていると。というのは、やはりここで正規雇用を獲得したいがために、短期の非正規雇用にはなかなか応募できないという状況になるということを伺っています。ということは、被災地で職を失った方というのは、今までは正規雇用で雇用が確保されていた、保全されていたわけですが、そこに多くの緊急雇用を初めとする短期的な非正規雇用というものがあったがゆえに、有効求人倍率はよくなっているのではないかと、ある意味では。そういう意味では、短期雇用、非正規雇用と長期雇用の詳細な有効求人倍率を見ながら、根本的な雇用対策に取り組んでいくことが必要であると私は思うのですけれども、そういった有効求人倍率に対しての内訳というのはあるのでしょうか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 正規、非正規の内訳があるのかというようなお話でございますけれども、全体での有効求人倍率、8月は 0.57 倍でございましたが、そのうち正社員に対する部分は 0.26 倍という数字でございます。岩手県の場合、平成 22 年度の全体の平均が正社員につきましても 0.19 倍、平成 21 年度については 0.14 倍ということで、直近の数字だけ見ると、正社員の部分についても若干の改善傾向にはあるのかなと。これはあくまでも県全体でございますけれども、地域別にはまだデータがございませんので、県全体としてはそんな状況ということですよ。

○福井せいじ委員 わかりました。地域別にはなかなかとらえることができないということですが、現実として、今まで正規で雇用されていた方は、やはり正規雇用を望むと思います。そういった意味では、沿岸における正規雇用の枠を広げていく、そういった募集、求人

を広げていくことの対策が根本的に必要であり、そしてまた早期の事業再開の取り組みを推進することが必要だと思われるので、そのような正規雇用の枠を広げる取り組み、今何かしているのであればお聞かせください。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 正規雇用を広げる取り組みということでございます。基本的には産業復興によるものが、もちろん一番重要でございますけれども、私どものサイドといたしますと、これは例年行っておりますが、経済界等に対しまして、雇用要請の中で正規雇用の拡大確保というのをお願いしているところでございます。それから、私ども緊急雇用創出事業の中でも、例えば人材育成をして、その後実習としてどこかの会社に行っただいて、継続雇用につなげるというような事業がございますけれども、今回被災地におきましても、こういった事業を現在行っているところでございまして、こういった正規雇用につなげるような、基金は確かにつなぎの事業でございますけれども、正規雇用になるべくつなげるような取り組みを今後も進めてまいりたいと考えているところでございます。

○福井せいじ委員 最後にしますけれども、私は今までの震災対応に対する復興策の推進というのは全体的な対応であったことは今までは否めないと思うのですけれども、これからは個別対応というのが必要になってくると思います。そういった意味では、被災地におけるこれまでの企業の正規雇用数、そして今後廃業なり事業をやめていく企業の数をしっかり把握して、今までの正規雇用分と、これからの正規雇用がどれくらいになるものかと、こういった推移を見守りながら、しっかりと企業再生に向けて取り組むことが必要であると私は思いますが、いかがでしょうか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 委員御指摘のとおりでございまして、私どもといたしましても、県全体が数字の上でだんだん改善傾向にある中で、地域によってなかなか回復が進まないところというのもございますので、そういったところを集中的に、個別に、市町村と連携しながら対策を詰めてまいりたいと考えております。

○軽石義則委員 雇用確保の問題に関連ですけれども、正規雇用をふやすことは当然必要でありますけれども、今の臨時的な仕事を選ばない理由の一つに、現行の雇用保険制度にも課題があるのではないかと思います。通常ベースでの保険制度であれば、今の制度でいいのですけれども、こういう災害時、非常時における雇用保険制度は、やはり特別に被災した皆さんにおいては適用除外にして、支援をしていくことを中心に考えていって、臨時的な仕事をして、前の条件が継続していくというような制度を特例で設けていかない限り、多分現行の保険制度を適用されている方々は、そこから一歩前に進めないのではないかとこのように思っております。それは県としてどのように受けとめているのか。また、それを国に働きかけていこうとしている思いもあるのか、加えてお聞きをしたいと思います。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 震災に伴って雇用保険の特例を設けるべきではないかというようなお話と承りましたが、私どもも4月当初から雇用を守るということで、いろいろな意味での、雇用保険も含めた、あるいは基金も含めた、いろいろな要望を国に対して行っております。そのうち雇用保険制度につきましては、震災後、これは緊急雇用創出

事業についてのみなのですけれども、緊急雇用創出事業で雇われた方については、その前の部分では雇用保険をもらっていて、残日数があるという場合については、緊急雇用の分をやった場合は、そのまま残日数が後ろのほうに繰り越されるというような特例が設けられておりまして、委員のおっしゃるような趣旨が、一部取り入れられているのかなと思っております。

今後このような特例の措置を労働者の方々にも周知しながら、支援してまいりたいと考えております。

○軽石義則委員 後ろに期間をさらにつなげられるという制度はいいとしても、これは現行支給金額も含めて後ろに持っていけるということでしょうか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 はい。そのとおりでございます。

○熊谷泉委員長 工藤委員、時間かかりますか。

○工藤勝博委員 雇用の関係でしたので、よろしいです。わかりました。

○熊谷泉委員長 よろしいですか。

○工藤勝博委員 はい。

○熊谷泉委員長 この際、審査の途中であります、受理番号第10号石油製品の安定供給と原油高騰への特別対策についての請願に関わる環境福祉委員会の審査結果の連絡がありました。

環境福祉委員会においては採択と決定したとのことであります。当委員会においても中断しております請願審査を再開することといたしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 さよう決定いたします。

それでは、先ほど採択と決定いたしました受理番号第10号石油製品の安定供給と原油高騰への特別対策についての請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、環境福祉委員会と共同で今定例会に委員会発議することとしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより意見書の文案を検討いたします。当職において原案を用意してありますので、事務局に配付させます。

ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 環境福祉委員会においては、修正はないとのことであります。

ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。

なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 再開いたします。

それでは、受理番号第13号の審査に戻ります。

先ほどの内容になりますが、ほかに質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、本案の取り扱いを決めたいと思います。

本案の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定いたしました請願は、1件の請願を委員会の所管の都合上、項目ごとに分離して三つの委員会に付託されたものでありますので、これから意見書の取り扱いについて決定いたしますが、今定例会において意見書を提出することとなる場合、環境福祉委員会と共同で提案することとなると思われますことから、環境福祉委員会の審査の経過も確認しながら取り進めることとしたいと思いますので御了承を願います。

ただいまの結果を各委員会に連絡いたしますとともに、その審査状況を確認いたしますので、暫時休憩をいたします。そのままお待ちください。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 再開いたします。

環境福祉委員会は、まだ審査中とのことでありますので、これより意見書の検討に入るわけではありますが、他の委員会の審査状況によっては内容が変わる可能性もありますことから、先に次の請願陳情の審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議ないようでありますので、さよう決定いたします。

次に、受理番号第15号介護福祉士等修学資金貸付制度等の拡充及び介護福祉士養成に係る離職者等再就職訓練事業等の継続実施を求める請願を議題といたします。

なお、当委員会付託部分は請願項目のうち、項目2でありますので御了承を願います。

本請願について、当局の参考説明を求めます。

○猪久保労働課長 介護福祉士等修学資金貸付制度等の拡充及び介護福祉士養成に係る離職者等再就職訓練事業等の継続実施を求める請願のうち、請願項目の2に関連いたしまして、介護福祉士養成に係る離職者等再就職訓練事業の現状について御説明をいたします。

介護福祉士養成に係る求職者を対象とした職業訓練については、国において平成21年度から今後3カ年という計画で新たな訓練課程として追加されたものでございます。本県におきましても、求人ニーズが高く再就職につながる職業訓練と判断いたしましたことから、同年度より実施してきたところでございます。また、当該訓練課程につきましては、国の平成24年度の概算要求にも盛り込まれておりますことから、県といたしましても、今後とも介護福祉士養成施設の協力を得ながら継続して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○熊谷泉委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 もうちょっと具体的な説明をいただきたいのだけれども、この離職者等再就職訓練事業、この実績はどうか、これが一つ。

あともう一つは、沿岸で介護施設が大きな被害を受けておりますが、ここで働いている、いわば介護福祉士と職員、ここの雇用確保といいますか、やめざるを得なかった人たちも出ているのではないかと思います。そういう状況はどうでしょうか。

○猪久保労働課長 1点目の介護福祉士養成の実績でございますが、平成21年度、受講者延べ47名、修了者がそのうち44名、就職者につきましては40名でございます。就職率にいたしまして90.9%でございます。平成22年度ですが、受講者9名でございます。2年課程でございますので、現在継続して訓練を続けているところでございます。本年度の入学受講者の状況でございますが、26名ということで、今後来年度まで継続して訓練を受ける予定になっております。

2点目の沿岸部での介護施設の被害における介護福祉士関係の職員の就職状況でございますが、当部におきましては、そこまでの詳細な被害状況はちょっとわかりかねますので、現在当部としては把握していないところでございます。

○斉藤信委員 3カ年事業で、さつき来年度も概算要求をされているということなので、国としてはこれを継続ということだと思いますが、私はもっと受講者、就職者が多いと思ったのだけれども、1年目が就職が40人、2年目は受講しているのが9人、今年度は26人ということで、これはどうなのでしょう、需要はかなりあるのではないかと思うのだけれども、高齢化社会の中で、例えば特養の待機者が6,000人近いし、それについても介護施設は徐々には整備されてきているわけですね。そういう点でいくと、本来需要の多いものではないかと思いますが、全国から比べると岩手県の実績というのは、意外と予想から見ると少ないのかなど。これは2年間でどういう資格が取れるのですか。そこも含めて教えてください。

○猪久保労働課長 大変申しわけございませんが、全国の状況につきましては、ちょっとデータを持ち合わせてございません。先ほど少ないような感じがするというところでございま

すが、今離職者等、求職者の数字でございますので、実際に介護福祉士を目指す方々は専門学校ですとか、四年制大学ですとか、そういうところの当然養成がありますので、そういう点でその数字を御理解いただきたいと思います。

それから、資格でございますけれども、本養成課程を修了されますと、厚生大臣指定の養成施設ということで国家試験の免除、卒業すれば資格が得られるということになっております。

〔斉藤信委員「何の資格か言っていないじゃない」と呼ぶ〕

○猪久保労働課長 介護福祉士でございます。

○斉藤信委員 ちょっと私うろ覚えなのだけれども、これは介護施設で働きながら資格を取るというやつではないですか。それとも給付金をもらって受けるやつですか。介護施設に入ってというのもありましたが、あれとは別ですか。給付金をもらって、月に幾らでしたか。そこの制度をもう少し教えてください。

○猪久保労働課長 本訓練につきましては、訓練がかなう給付金がございます、10万円から12万円程度ということでございます。本訓練につきましては、働きながらということではございませんで、訓練を主体にやっていくものでございます。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 離職者訓練につきましては、そのような形で給付金をもらいながら訓練としてやるということで、岩手県であれば北上市の専門学校で2年課程としてやっております。

もう一つ、働きながらというようなお話がございましたが、これは今回の請願には入ってございませぬけれども、いわゆる介護雇用プログラムという保健福祉部のほうに付託されておるものでございますけれども、これは広い意味では雇用対策基金事業の一部として、一たん介護福祉施設等に資格のない方が雇われて、そこでその給料をもらいながら学校に通うと。それでヘルパー等の資格を取る、そういった事業でございます。

○軽石義則委員 その訓練事業の受講者はわかりますけれども、本来希望者が100%受講者になっているのかを教えてくださいたいと思いますし、県内で1カ所の施設で受講するとすれば、被災地からその地域に通う手だてなり、まさに住居を構えて受講するなりということになれば、給付金の範囲の中で、十分それが対応可能なのかということも含めてお聞きをいたします。

○猪久保労働課長 受講者の充足の関係でございますが、通常今県がお願いして訓練を委託してございます専門学校、こちらのほうの実際の定員枠がございます。現実を申し上げますと、一般の入学者でカバーできなかつたといいますか、現実的には定員に満たなかつた部分につきまして、離職者等の再就職訓練ということで受け入れていただいているというのが実態でございます。それによりまして、先ほど言った年度ごとで、ちょっと受講者の人数の変動があるということも有的なわけですが、そういうふうな状況でございますので、それにいたしましても、ほぼ希望者につきましては、現状では受け入れていただいているという状況でございます。

沿岸部からの受講希望者につきまして、現在のところ、内陸部での2ないし3の専門学校での実施になってございますけれども、移送あるいは宿泊、そういった部分の手当てにつきましても、必要と認められた場合につきましては支給されるというふうなものもございしますので、まだ余り事例はないのでございますけれども、そういう状況でございます。

○軽石義則委員 わかりました。であれば、限られた枠しか募集しないのであれば、本来もっと研修なり養成に入りたいという人がいるとすれば、やはり希望される方が公平に機会を得るような条件整備をするべきだと思いますので、今後対応するときには、そのことも含めて対応をお願いしたいと思います。

○熊谷泉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 採択との意見がありますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定しました請願は、1件の請願を委員会の所管の都合上、項目ごとに分離して二つの委員会に付託されたものでありますので、これから意見書の取り扱いについて決定いたしますが、今定例会において意見書を提出することとなる場合は、環境福祉委員会との共同で提案することとなると思われますことから、環境福祉委員会の審査の経過も確認しながら取り進めることとしたいと思いますので、御了承願います。

ただいまの結果を環境福祉委員会に連絡いたしますとともに、その審査状況を確認いたしますので、暫時休憩をいたします。しばらくお待ち願います。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 再開いたします。

環境福祉委員会は、まだ被災地の医療等の請願の審査中とのことでありますので、これより意見書の検討に入るわけですが、他の委員会の審査状況によっては内容が変わる可能性もありますことから、請願の審査を一たん中断し、議案審査を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議ないようでありますので、さよう決定いたしました。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

議案第1号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第7号）第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費、第7款商工費、第11款災害復旧費、第6項商工労働観光施設災害復旧費及び第2条中第2表、債務負担行為補正中、追加中、3及び4並びに議案

第7号平成23年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第3号)、以上2件の予算審査を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋副部長兼商工企画室長 それでは、まず商工労働観光部関係の平成23年度一般会計補正予算について御説明申し上げます。議案(その1)の5ページをお開き願います。

当部関係は、5款労働費の4万8,000円及び7款商工費の41億5,505万8,000円、次の6ページにまいりまして、第11款災害復旧費のうち6項商工労働観光施設災害復旧費の945万円、合わせて41億6,455万6,000円の増額補正であります。

項及び目の区分ごとの内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、説明書の47ページをお開き願います。5款労働費、1項労政費、1目労政総務費の管理運営費は、震災対応に伴う人件費、職員手当を増額しようとするものであります。

次に、少し飛びまして、59ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費の管理運営費は、過年度の補助事業の確定に伴う返還金等であります。2目中小企業振興費の商工観光振興資金貸付金は、中小商工業者に対し、貸付原資の一部を金融機関に預託することにより必要な資金を融資しようとするものであり、今回その融資額を300億円と見込み、当該融資に係る貸付金を増額しようとするものであります。

その下の岩手県産業復興機構(仮称)支援事業費は、東日本大震災により甚大な被害を受けた事業者の二重債務問題の解決を図るため、新たに設立する岩手県産業復興機構(仮称)に出資等をしようとするものであります。なお、岩手県産業復興機構(仮称)につきましては、後ほど担当の課長から概要を御説明申し上げることといたしております。

次に、6目工業技術センター費の地方独立行政法人岩手県工業技術センター施設設備整備費補助は、同センターにおける放射能検査体制を強化するため、ゲルマニウム型半導体検出器等の設備の購入に要する諸経費を補助しようとするものであります。

その次の60ページにまいりまして、2項観光費、1目観光総務費の岩手観光情報システム整備費は、岩手県観光ホームページいわての旅のサーバー等を更新しようとするものであります。

次に、飛びまして、91ページをお開き願います。11款災害復旧費、6項商工労働観光施設災害復旧費、2目商工観光施設災害復旧費の陸前高田オートキャンプ場施設災害復旧事業費は、被災した陸前高田オートキャンプ場の施設を復旧しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。戻っていただきまして、議案(その1)の8ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正、1、追加のうち、当部関係のものは、事項欄3及び4の2件であります。事項欄3の離職者等再就職訓練事業は、離職者等の職業訓練の期間が翌年度にわたること、また4の岩手県産業復興機構(仮称)に対する出資金は、出資の期間が翌年度以降にわたることから、それぞれ期間及び限度額を定めて債務を負担しようとするものであります。以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。その資料の 28 ページをお開き願います。議案第 7 号平成 23 年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第 3 号)であります。これは歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 7,300 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 117 億 6,766 万 6,000 円とするものであります。詳細につきましては、これも予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

先ほどの説明書の 136 ページ及び 137 ページをお開き願います。歳入歳出の補正予算額及び補正後の予算額につきましては、ただいま申し上げたとおりであります。補正内容につきまして、それぞれの項及び目の区分ごとに御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。めくっていただきまして 138 ページをお開き願います。1 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金は、前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額しようとするものであります。その下のページの 2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は、前年度からの繰越金の確定に伴い増額しようとするものであります。

めくっていただきまして、140 ページをお開き願います。3 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入は、前年度からの繰越金の確定に伴い、償還元金を減額しようとするものであります。

次に、歳出についてであります。その下の 141 ページにまいりまして、1 款小規模企業者等設備導入資金貸付費、1 項貸付費、2 目設備貸与資金貸付費は、前年度からの繰越金の確定に伴い貸付金を増額するものであります。

次の 142 ページをお開き願います。2 項貸付事務費、1 目貸付事務費は、前年度からの繰越金の確定に伴い財源振りかえを行うものであります。以上で商工労働観光部関係の補正予算についての説明を終わります。

なお、先ほど申し上げましたとおり、岩手県産業復興機構(仮称)の概要につきましては、経営支援課総括課長より御説明させていただきますので、御了承をお願いいたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松川経営支援課総括課長 それでは、岩手県産業復興機構(仮称)の概要につきまして御説明申し上げます。お手元に配付しております資料、3 枚物でございますが、それによりまして説明させていただきます。

まず、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた事業者につきましては、被災当初から二重ローン問題が指摘されていたところでもあります。去る 8 月に、国と岩手県の間で二重債務問題への対応に関する基本合意が締結され、その後関係機関との打ち合わせを行い、このたび岩手県産業復興機構(仮称)が設置されるという運びになったものであります。

それでは、概要について御説明をいたします。1 の設置の趣旨であります。被害を受けた事業者について、産業復興機構において旧債権を買い取り、その凍結を行うことで金融機関からの新規融資を可能とし、事業の迅速な再建を促そうとするものでありまして、そのための相談体制を整えたほか、産業復興機構を立ち上げるために、国、県、県内金融機関の出資

を行うというものであります。

次に、2の産業復興相談センターについて御説明申し上げます。まず、体制であります、機構の設置に先立ちまして、10月5日から相談を受け付けております。これは、盛岡商工会議所内にある岩手県中小企業再生支援協議会が設置主体となりまして、この機能を拡充するために県内金融機関、全国銀行協会などの外郭団体、中小企業診断協会岩手支部など外部支援機関から37名の専門家の派遣を受け、体制を整えております。

被災地が沿岸部にありますので、沿岸部の商工会議所、商工会に産業復興相談センター〇〇事務所というように窓口を設置し、相談受け付けや説明を行うこととしております。

また、相談案件が多くなると想定される各商工会議所、山田町などの3商工会には専門の震災アドバイザーを配置しております。

次に、業務内容であります、窓口相談業務、事業計画のチェック、買い取り価格のチェック、複数にわたると考えられる債権者間の調整、産業復興機構への買い取り要請と具体的な買い取りの進捗状況のフォローアップを行うこととしております。

次に、対象事業者であります、個人事業者や小規模企業、農事組合法人、医療法人、社会福祉法人など、被災した事業者を幅広く対象としております。相談センターでは、復興に向けた事業計画などにより再生の可能性があるかと判断した場合は、事業者からのヒアリングなどで債権の買取金額について統一的な判断を行います。括弧内ですが、買い取り要請を行う事業者としては、被災の影響で経営に支障が生じ、収益力に対して過大な債務があるものの、関係金融機関が新規融資をすることによって再生可能性があるかと相談センターで判断された事業者というふうにしております。

体制の流れについては、2枚目をおめくりいただきたいと思っております。左欄の中小・小規模企業者からの相談につきましては、先ほどの沿岸に設置されました復興相談センターの事務所、あるいは盛岡にあります本所の相談センターのほうで受け付けを行うということになります。相談センターのほうでは受け付けを行いまして、債権の買い取りの業務、あるいは場合によっては、業務の引き継ぎなどを行う支援も行うということにしております。再建を行う場合には、岩手県産業復興機構のほうに債権の買い取りの要請を行うというふうにしております。

それでは、3ページをお開き願います。産業復興機構の仕組みについて御説明いたします。県と県内金融機関が出資して任意の組合を設立することになりますが、県ではこれに対し5億円を出資し、当初20億円程度で見込んでおります。この組合と、国になりますが、——中小企業基盤整備機構が2対8の割合で産業復興機構のほうに出資いたしまして、機構を設置するというようになっております。機構の運営につきましては、専門の運営会社が無限責任組合員として行うこととなっております。

買い取った債権に関しましては、センターの要請に基づいて買い取るわけですが、一定期間、5年から10年程度というふうを考えておりますが、元本、金利を凍結して機構で管理することになり、事業者の業況が回復する状況を確認しながら、機構では事業者に戻

済してもらおうということになりますけれども、この時点で一部の債権を放棄するという  
ことになります。こういったことで事業者の債務を圧縮することになります。以上で資  
料の説明を終わらせていただきます。

○熊谷泉委員長 この際、審査の途中であります、受理番号第 13 号被災地復興のための  
医療等の充実を求める請願に係る環境福祉委員会の審査の結果の連絡がありました。環境  
福祉委員会においては、採択と決定したとのことであります。当委員会においても中断して  
おります請願審査を再開することといたしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 それでは、さよう決定いたします。

先ほど採択と決定しました受理番号第 13 号被災地復興のための医療等の充実を求める請  
願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、環境福祉委員会と合同で今定  
例会に委員会発議することとしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより意見書の文案を検討いたします。

当職において原案を用意してありますので、事務局に配付させます。

ただいまお手元に配付いたしました意見書、これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 それでは、暫時休憩いたします。環境福祉委員会の状況を確認いたしま  
すので、しばらくお待ち願います。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 再開いたします。

環境福祉委員会においては、修正はないとのことであります。

意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしま  
した。

なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

それでは、受理番号第 15 号介護福祉士等修学資金貸付制度等の拡充及び介護福祉士養成  
に係る離職者等再就職訓練事業等の継続実施を求める請願はまだ審査中であり、議案第 1 号の審査に戻ります。

委員の皆様申し上げます。これから質疑に入るわけですが、議案の審査時には、  
その議題の内容に対する質疑をお願いいたします。なお、議題に直接かわらない質問につ  
きましては、本日、いわゆるこの際がございましたので、そちらのほうでお願いいたします。

それでは、先ほどの説明に対し、質疑はありませんか。

○福井せいじ委員 産業復興機構の概要についてお聞きします。まず、10月7日から開設したということですが、現在までの相談件数を伺いたいと思います。

また、私この機構について考えることは、事業者というのは事業再生する場合に、恐らく金融機関のほうに相談に行くと思うのです。金融機関の中でリスク等の個別交渉をしながら、事業再生について金融機関との協議をして、理解、内諾が得られると、そこで個々の事業者は事業再生に向けて、まず始めるのではないかなと思うのです。そうすると、その金融機関との交渉で、どうしてもリスク等がうまくいかなかった方々がここの相談機構に来るのではないかと考えます。そうすると、金融機関よりも大きな視点でその経営を見て、将来性等を勘案し判断しなければ、この機構の意味がなくなってしまうと思うのですけれども、そういった判断の基準というのはどのような形で持つのか、もう一度そこら辺を聞かせていただきたい。

以上、2件をまずお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○松川経営支援課総括課長 まず1点目の相談の件数でございますけれども、昨日までの状況でございますが、来所あるいは電話等もございますが、合わせて85件になっております。それから、買い取りの考え方でございますけれども、それは将来期待されるキャッシュフローといいますか、事業再開によりまして、将来期待される収益なども含めて、その価値を考えて時価を計算するという方法をとろうとしております。したがって、過去の債務については凍結するということになるわけですが、将来の見通しにつきましても考えるということでございます。

それから、被災前の事業の状況ももちろん勘案いたしまして、将来の見通し、それから被災前の事業の業績をもとに算定するという考え方であります。

○福井せいじ委員 抽象的には、そういった概念的なことはわかるのですけれども、やはり相談員の方のあり方というか、最終的には債権買い取りに応じるのは金融機関の判断によるのではないですか。そこら辺確認したいのですけれども。

○松川経営支援課総括課長 この相談センターの体制でございますけれども、金融機関の方たちというか専門の方たち、金融機関ばかりではなく、先ほど申し上げたとおり、中小企業診断士とか税理士なども含めまして、専門の方たちで買い取りの価格を決めていくことになります。したがって、金融機関につきましても、事業者の方は複数の金融機関から借りているということが想定されますので、そういった調整をした上で買い取り価格を決めていくということになっております。

○福井せいじ委員 わかりました。そこは一つ置いておきます。

買い取り価格についてお聞きしたいのですけれども、買い取り価格は簿価で買うということではなく、さまざまな償却関係を差し引いた価格で買い取りということですが、それについてはいかがでしょうか。

○松川経営支援課総括課長 買い取りに当たっての算定の考え方ですが、複数の考え方といいますか、事業者にとって買い取りする場合の価格が余り低くならないような算定方法

なども考えております。金融機関にとっても買い取りの負担が大きくなるような算定方法を考えております。

○福井せいじ委員 今の質問は、簿価で買い取るのか、それとも算定をもう一度行うのかということです。例えば従来であれば簿価というのは資産関係の——いずれ簿価で買い取るのか、それとも少しまた算定してから買い取るのか、いかがですか。

○松川経営支援課総括課長 買い取りについては、簿価ではなく、将来期待されるキャッシュフローを予測しまして、現在の価格に割り返すという手法をとるということです。

○福井せいじ委員 そうすると、金融機関のほうは簿価以下になってしまうということで、金融機関の負担額がふえるということになると思うのです。今回の機構の仕組みですけれども、県内の金融機関も被災者の一つの企業でありまして、ここで県内金融機関の負担を強いるということは、私は賛成できかねる部分もあります。

そこで、本来であれば全額を公的資金によって賄うことはできないのかなということを考えるわけではありますが、県も出資する、県内金融機関も出資するということですが、そういった中で、全額国の公的資金を使うわけにはいかないのでしょうか。

○松川経営支援課総括課長 今回の機構の設立につきまして、国のほうから8割の出資をいただくということでございますし、それから県内の金融機関につきましても、出資について合意を得た上での機構の設立ということになっております。

○齋藤商工労働観光部長 福井委員の御趣旨はごもっともだと思います。私たちは当初、真っ先に岩手県が二重債務の解消をしようということで、知事を先頭に国に要望してまいりました。当初の要望は簿価で買い取れと、これは当然のことでございます。なぜかと申しますと、金融機関も傷んでおりまして、特に沿岸の金融機関——沿岸にあった県内3行及び信金を含めてですけれども、店舗も傷んでおりますし、また従業員も痛んだ者もございます。ですから、私たちはこれは簿価で買い取るべきだということを強く要望してきました。こういった経過がまずございます。

ところが、国のほうは、国の制度のほうによりますと、民主党、自民党筋からモラルハザードだと、単なる金融機関支援ではないかという強い懸念が示されまして、私ども実はそこが一番制度がうまくいかなかった、なかなか進まなかったというのが真相でございます。中小企業庁も、大変これもとにかく現実的に早く二重債務の買い取りを進めなければならぬということで、幸い私どもの2,000億円というのは貸付総額でございまして、被害率というのを掛けまして、実態はもう少し少なくなると思いますが、ここを早く解消しないと沿岸の企業は立ち上がれないと。一刻も早く企業を立ち上げることが大事だということは私たち最優先でございましたので、とにかくどんな形でもいい、二重債務をまず解消しようということで、幸いなことにほとんどの出資が、沿岸の債務については県内行だと。メガバンクがほとんど入っていないということもございましたので、これは県内行の話し合いと中小企業庁、それと私どもとの話し合いで、何とか折り合うところが見つけられればなというのが原点でございます。

我々も当初は簿価で買ってほしいということを強く国に申し上げましたが、早く立ち上げるためには、県内行もある程度我々も応分の痛みはやむを得ないと。むしろ、企業そのものをつぶしてしまって債権が回収できない、こちらのほうが甚大な被害になる。生きる見込みのある企業は一刻も早く市場に返してあげたい。そして、もとのとおり経済活動することが私どもにとってもプラスになるということをみんな理解した上で、話し合いの結果、ちょっと納得がいけない部分がございますが、こういう買い取りの価格の線引きという、こういう真相でございますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

○工藤勝博委員 災害復旧費の陸前高田のオートキャンプ場の事業内容について、詳しくお知らせいただきたいと思います。

○戸館観光課総括課長 今回の地震によりまして陸前高田のオートキャンプ場モビリア、施設内の通路ですとか、マンホール周りが陥没したり、あるいは施設に亀裂が入ったり、ひび割れが入ったり、こういったことがありまして、これを修繕しようとするものであります。

○工藤勝博委員 県有資産の一刻も早い復旧が地域の皆さんに明るい情報というか、明るい話題にもなると思いますので、そういう形で、早目に復旧されて、これ使用可能はいつごろの予定なのでしょうか。

○戸館観光課総括課長 現在陸前高田のオートキャンプ場の敷地内には仮設住宅が建っておりますが、ケビンハウスというものと、それからドームハウスという宿泊棟がありまして、こちらのほうは8月の下旬から通常どおり動いております、今回もその施設の修繕等は、施設全体を稼働させながらの修繕になります。

○熊谷泉委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号の審査の途中であります。受理番号第15号介護福祉士等修学資金貸付制度等の拡充及び介護福祉士養成に係る離職者等再就職訓練事業等の継続実施を求める請願に係る環境福祉委員会の審査の結果の連絡がありました。環境福祉委員会においては採択と決定したとのことでもあります。

ついでに当委員会においても、中断しております請願審査を再開することといたしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

先ほど採択と決定しました受理番号第15号介護福祉士等修学資金貸付制度等の拡充及び介護福祉士養成に係る離職者等再就職訓練事業等の継続実施を求める請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、環境福祉委員会と共同で今定例会に委員会発議することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより意見書の文案を検討いたします。当職において原案を用意しておりますので、事務局に配付させます。

ただいまお手元に配付いたしましたが、これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 それでは、暫時休憩いたします。環境福祉委員会の状況を確認いたしますので、しばらくお待ち願います。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 再開いたします。

環境福祉委員会においては、修正はないとのことであります。

ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。

なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を終わります。

それでは、議案第1号の審査に戻ります。質疑を続行いたします。

○小西和子委員 予算に関する説明書の60ページ、観光総務費の岩手観光情報システム整備費についてお伺いいたします。ホームページいわての旅のサーバー購入費ということですけれども、観光客数をふやすための政策だと思えます。ここ数年間の観光客数を、まずお示してください。

それから、一般質問の答弁では、平泉を訪れる観光客は急増していますが、県内の観光地への広がりは見られないというような、そのような答弁だったかなと思うのですけれども、平泉を拠点としての県内の観光地への広がりをどのように今後つくっていくのかということ。

それから、ホームページの内容と見通し、いつ開設するのかということと、あと観光客数の目標についてお示してください。バナー広告等についても、もう決定しているのであれば、そのあたりも。ホームページのわきにいろいろありますね、そういうのもお考えでしたら、そのあたりもお伺いしたいと思えます。

○戸舘観光課総括課長 まず、観光客数の動向というところでございますが、直近のところでも申し上げますが、平成22年の観光客入込数であります、2,895万6,000人回余となっております。この数字は、平成22年4月から国の観光客入り込み統計に関しまして共通基

準というのが設けられまして、それまでの数字の拾い方と若干異なっております。ざっと申し上げますと、観光客の入り込み数を拾う観光ポイント、観光地点が減少しております。したがって、生の数字で見えますと、平成21年までのものよりも数字は大幅に落ちてしまうと。これは、統計上の処理の問題でありまして、ちょっとその辺で、これまでの観光客の推移と経年で比べると難しい状況になっておりますけれども、ちなみに共通基準導入前の係数で申し上げますと、平成21年は3,751万5,000人回、平成20年は3,716万5,000人回ということでありまして、平成に入って以降のおおよそのところを申し上げますと、3,700万人回、3,800万人回のあたりが大体の標準的な入り込み数ということになっておりますが、平成22年については、先ほど申し上げましたとおりの状況でございます。

平泉の関係ですけれども、内陸地域の九つの主要観光地を対象に聞き取り調査を行ったところでありますけれども、平泉は委員御指摘のとおり、前年同期に比較して、7月、8月ですけれども、111%の増加。それから、平泉以外の観光地は約4%の増加ということになっております。ただし5月、6月につきましては、平泉は前年同期に比較して約43%の減少。平泉以外の観光地が約16%減少と、こういう状況でありますので、それに比べますと世界遺産登録後は、平泉以外の観光地につきましても、増加しているというふうに考えてよろしいかと思えます。したがって、それなりの波及効果が出ているものというふうに認識しております。

それから、ホームページの内容ということで、今回は既にホームページを開設しているものの、サーバーの更新でありますので、内容については特段変更があるものではございません。

それから、バナーにつきましても、特に注目をしていただきたい情報等については、バナーを出しております。例で申し上げますと、最近では震災後、余震の状況ですとか、放射能の関係ですとか、その辺に対する関心が高くありますので、安全な状況であるということをホームページ上で情報提供しております。それにつきましても、安心して岩手にお越しくくださいという形のバナーを出して、ホームページはこういう状況でございます。

観光客数の目標ということでもありますけれども、震災の影響も大きくございまして、先ほど申し上げました統計手法の変更ということもありまして、今年度以降の目標値につきましては検討するというので、よろしくお願ひしたいと思います。

○小西和子委員 ありがとうございます。昨日も平泉を訪れてのテレビ番組が放映されておりましたけれども、ぜひこれを起爆剤にして観光客をふやしていきたいものだと思います。男性より女性のほうがホームページとかごらんになることが多いのではないかと思いますので、女性が喜ぶような食べ物だとか、いやしのところとか、そういうところに力点を置いて、見直すところは見直していただければいいのかなというふうに思います。

お土産についても、どこに行っても似たようなものだったりしますので、そこにしかないようなものを、こういったものをぜひ県のほうから発信していただければなと思います。

DCにかかわっても、かなりの効果があるかなと思いますので、今後の観光についての決

意について、部長からお伺いして終わります。

○齋藤商工労働観光部長 全くおっしゃるとおりだと思います。観光もアバウトに観光ということでとらえるのではなくて、セグメンテーションというのが大事でありまして、どの階層、こういった人たちをねらうのかということが本当に大事なテーマだと思います。御提案のあった、女性を対象に、それからおいしいものであるとか、そういったものを、我々も心がけてやっています。

今DCの委員会の中では、各地域の観光資源の拾い出しというのをやっています、これは今集めている最中ですが、そういったものをテーマ別に集めて、できるだけいろいろなところでお見せできるように、あとはこれを旅行商品に組み込んでいただくような努力をしたいと思っています。

最後の質問で平泉効果、それからDCの効果というのをずっと続けていくことは大事なテーマでございます。それから、議会のほうでも再三申し上げましたが、非常に沿岸地域、不幸にしてDCをやろうという直前に傷んでしまったということですが、逆に言いますと、私たちこのDCをぜひやることで、沿岸地域の早期の観光復旧というのにもつないでいきたいと思っています。

そういう意味で、きのうもある議員の答弁にお答えしましたが、通例でございますと、1年前にDCというのは大キャンペーンを張ってお祭りをして、全国から旅行会社を呼んでやっておりますが、今回はあえて二つに分けました。10月4日に東京で旅行会社向けのキャンペーンをやっております。それから、3月に、DCの直前でございますが、岩手県に旅行関係者、マスコミ等呼びまして、DCの仮称キックオフと言われますが、きのうある先生からは観光復興、岩手復興祭みたいな形でやれということで、一つのDCにつながる盛大な前夜祭みたいなものを考えていきたいなと思っています。

どっちにしても、東北の場合は、岩手の後、宮城、秋田とDCが続きますし、東北に対する関心が非常に高まっております。平泉が世界遺産になったというのは、恒久的にその価値はますます世界的なものとして高まったということでございますので、効果がぜひ続くように、我々も頑張ったいと思っています。

〔福井せいじ委員「関連」と呼ぶ〕

○福井せいじ委員 関連なのですけれども、何点か今のホームページ、そして平泉に関連してお聞きしたいのですけれども、今観光客の入り込み等の数字をいただいたのですが、観光客の動態調査を私はもっと徹底するべきではないかと思っています。当局から聞き取りをした結果、動態調査について非常にサンプリングが少ない、入り込みに対して調査しているサンプリングが少ないということを知りました。どのような人が、どのようなところを訪れ、その経路をしっかりととらえていかなければ、回遊性という大きなテーマを今観光でお持ちのようですけれども、この回遊性を促進することにはつながらないと私は思っております。特に、入り込み等だけの定点だけでなく、どういうふうに動いているかということ、ぜひともホームページを使って調査できないものかと思っていますが、動態調査について

て今後どのような取り組みをなさるかお聞かせいただきたいのですけれども。

○戸館観光課総括課長 まず一つは、動態調査の関係でサンプリング数が少ないと、こういう御指摘でありますけれども、統計調査上の適正なサンプル数といいますのは、調査の趣旨や方法、あるいは対象によって異なってくるというふうに思っておりますけれども、本県の観光と統計調査上のサンプル数が少ない、適正かどうかというあたりは一概に申し上げられないと思っておりますけれども、私どもとしては、この県の統計調査のほかに、国の宿泊統計ですとか、あるいは民間でもさまざまな統計調査がございますので、そういったものをもできるだけ活用して観光客の動態を把握していきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

どこから来て、どこに動いていくのかというあたりの調査といいますか、かなりこれは手数もかかりますし、それなりに人も割き、お金もかけないと、完全な把握というのはなかなか難しいのではないかとこのように思っておりますけれども、今一番注目されていますのは、平泉の集客力が高まっている、お客さんが随分来られていますので、この方たちがどう動いているかというあたりが今まずは把握しなければならないポイントかなというふうに思っております。これに関しては、一般質問のほうでも答弁申し上げた国におきますサンプルが五百数件でしょうか、ございます。あわせて、私どものほうでも独自に調査をする必要があると思っております。今平泉のほうで調査を依頼しているというところでありませう。近いうちには、その数値を整理したうえでお示ししたいというふうに考えております。

○福井せいじ委員 回遊性の高い観光の促進ということで、今平泉を起点として、どう動いているかということ調べていきたいというお話ですけれども、私の伺ったところによりますと、宮城県、仙台が平泉の活用を非常に盛んにやっているのではないかと。松島、それから平泉、山寺、もう一つ何でしたか、四寺廻廊でしたか、そういった平泉を取り込むキャンペーン、企画商品の開発を行っている。それを指をくわえて待っているだけではどうにもならんかと私は思うのですね。

そして、その上で言うならば、回遊性を高めるための仕組みをつくらなければいけないのではないかと思います。例えばJRで平泉を訪れたならば、JR平泉から岩手県内を周遊するフリー切符をくっつけるとか、あるいは平泉に来て、県内に宿泊するのであれば、平泉発で宿泊地乗り捨てのレンタカーの無料の補助金を出すとか、そういった仕組みづくり、県内の平泉経由のフリー切符の発売とか、あるいはそういったレンタカーの乗り捨ての補助とか、私はお金を使うというのは、もちろん観光業者に対する経営支援というのも一つですけれども、そういった回遊性を高めるための企画に対する仕組みづくりのお金の使い方というものではないかなと思っておりますが、こういった平泉を起点とした県内の回遊型の観光について、今後どういう形で取り組んでいくか、もしお考えがあれば教えていただきたいのですけれども。

○戸館観光課総括課長 まず、平泉の集客力を生かした県内回遊の仕組みづくりということでもありますけれども、既に現在花泉―盛岡間のJRの普通車1日乗り放題、乗り降り自由

というふうな商品ですとか……

〔福井せいじ委員「花泉ですか」と呼ぶ〕

○戸館観光課総括課長 花泉です。

〔福井せいじ委員「平泉と花泉」と呼ぶ〕

○戸館観光課総括課長 花泉一盛岡間。それから、レンタカー利用料金の割引が組み込まれた旅行商品といったようなものも販売されております。各事業者において、そういった取り組みが出てきているわけでありましてけれども、来年度私どもいわてディステネーションキャンペーンを実施いたしますが、その中の取り組みとして新たに平泉から八幡平、安比、小岩井、それからつなぎ温泉、鶯宿温泉、こういったところに向かうバス、二次交通のバスですとか、あるいはつなぎ、鶯宿温泉から盛岡、一関を経由して平泉に向かって、そこから遠野を経由して沿岸の釜石、宮古へ向かうバス、こういったものの運行を予定しております。

こういったものを含めて、県内回遊を促進するような仕組みづくりというのには意を置いていきたいと思っております。御提案のありましたレンタカーの組み込みですとか、そういったものも含めて、旅行商品の造成、販売を推し進めていきたいというふうに考えております。

○福井せいじ委員 その仕組みをぜひつくっていただきたい。それが回遊型の観光につながると思います。

レンタカーなどは、実は閑散期には非常に余っているそうです。私レンタカーの業界の方々に伺ったら、閑散期のレンタカーについては、交渉次第によっては通常の3割とか2割でも貸したいというようなお考えもあるそうですから、ぜひともそういったすき間をねらって、回遊型の観光推進の仕組みをつくっていただきたいなと思います。

DCですけれども、DCはきのうのとある議員への答弁にもありましたが、県民全体の取り組みということで、さまざまな団体や組織の方々と一緒になって協議会をつくっていらっしゃるということですが、私はそれが現場までまだ落ちてきていないのを感じます。例えばホテル、あるいは旅館業の方々とお話をなさっていますが、それが調理現場、あるいは商品を開発する現場、例えばお酒をつくるとか、そういった現場までは落ちてきていないような状況です。そういった意味では、早くそれを現場に落とし込んで体制をつくっておかなければ、いざ始まったときに間に合わない。岩手のことをPRするメニューの開発であるとか、商品の開発であるとか、まだまだ現場に落とし込みが必要であると、私は早く落とし込むことが必要だと思います。県民運動という形でこのDCにお取り組みいただきたいと思っております。これについてのお考えをお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○戸館観光課総括課長 御指摘の点につきましては、DCの推進協議会の中で、先ほど部長のほうから10月4日に東京のほうで旅行会社を対象にした会議を開催したと申し上げましたが、ここで岩手県の観光素材の提供をしております。基本的にはそこに間に合うように、そういったものを上げていただきたいということで進めてきております。そこに間に合わ

なかったものも含めて、ここ1カ月ぐらいの間には、そういった素材も旅行会社に届くようにしていきませんかと商品造成に間に合いませんので、そこは徹底していきたいというふうに思っております。

○斉藤信委員 私は二重ローン問題について、これが復興の最大の課題だと、知事も部長も天王山だと、こういうことを言うておりました。この岩手県産業復興機構が、文字どおりそういう被災企業の期待にこたえられるものなのかどうか。私は、一歩制度ができたということは評価しますが、問題は再建を希望するすべての事業者が対象になるかどうかなのです。選別と切り捨てであってはならないと。ここに二重ローン問題解消の大きな試金石があるというふうに思っております。

そこで、復興相談センターの中身についてお聞きしますが、37人の専門家の派遣を受けて、10月7日に設置されたわけですね。これは、金融機関、全国銀行協会、外部団体、外部支援機構から37人、その内訳はどうなっているのでしょうか。そして、被災地の商工会議所、商工会に事務所を設置すると、商工会にはアドバイザーを配置すると。これは37人以外に配置されるということになるのか、どういう人が配置されるのか、まず最初にお聞きします。

○飛鳥川商工企画室企画課長 復興相談センターの配置の陣容でございます。これにつきましては中小企業診断士、税理士、こういった士業の方たちが今6名、そして監査法人から1名、そして県内の金融機関から12名、そして県外の金融機関——これは全国の銀行協会等を通じまして派遣いただいている方が17名。そういった方たちなどで構成されております。

また、沿岸地への配置状況でございますけれども、基本的には商工会議所、商工会のほうで、これらの職員が出向いて受け付けをする。

また一方で、既に経営相談等を受け付けておまして、場所的なスペースとして、その相談状況を見きわめながら、今後そういった対応を依頼してくるというようなことで、現在のところとりあえず経営指導員で対応しているところもございます。

○斉藤信委員 今37人の内訳を聞きました。県内金融機関が12人、県外銀行協会関係17人、合わせると29人ですね。37人中29人が金融機関から配置されると。私やっぱりここに大きな問題があると思うのです。10月19日付の、これはきょうの新聞ですか。地方銀行の幹部は、政府がつくる産業復興機構は銀行も出資しているため優良な企業向けしか持ち込めない、こう言っているのです。私は、県内の商工会議所とか行政の担当者にも聞いてきましたが、どういう話になっているかという、今度の産業復興機構は余り期待が持てないよと、こういう話なのです。本当に困っている人たちは対象にならないよと、こういう受けとめです。だから私は、そういう意味では本当に大震災前に頑張って経営してきた企業、事業者は基本的にはすべて対象にするということでない、再建可能な優良な企業だけを対象にするのだったら、何もこういう機構をつくらなくても、優良な企業はやっていけるのです。そういう意味では、銀行が融資できる範囲での機構であってはならないと思うが、いか

がでしょうか。

○松川経営支援課総括課長 被災前の状況ということもあろうかと思いますが、まず資産、借り入れによりまして資産が形成されて、それが津波によって被災するというところで、いわばバランスが崩れているというところで二重ローンの話が出てきたわけですが、その経営状況についても、1年間というだけになりますと、なかなかその時点での経営状況とか、あるいは最近ではリーマンショックなどもありますので、そういうことを考えますと、何年間か、3年とか5年とか、ある程度のスパンで経営状況を見て、その上で判断していくということに考えていますので、もちろん再建の意欲があるという企業でございますので、再建意欲があって数年の間で経営状況が黒字になっているというところを対象にしていくというふうに考えております。

○斉藤信委員 数年の間で黒字になっているって、もう頑張って赤字でも銀行の借金を返している企業もたくさんあるのです。黒字の企業しか救済しなかったら、これは本当に大変なことです。

それで、この前提問題として、岩手県の事業者の債権はどのぐらいあるのかと。今回この機構が対象にしている債権額は幾らなのか。全国的には、被災企業の借金3割が返済なのだ。これが5,500億円だと、こういうふうに言われているのです。だから、県内の事業者の債権額と、今度救済しようとする債権額は幾らなのか、それを示してください。

○松川経営支援課総括課長 金融機関で企業、それから個人を含めて2,000億円程度というふうに言われておりますので、そのうち企業関係、法人関係が7割くらいかなというふうに思っております。ただ、そのうちから再建の意欲がある方たちがどれぐらい残るかということがあるかと思うのですけれども、いずれこれから機構を立ち上げて、相談センターで買い取りの整理をしていきながら、その中での買い取りということでございますので、先ほど申し上げたとおり、相談センターはいろいろな対応をしていきたいと思っております。単なる買い取りだけではなくて、再建のための計画づくりとか、あるいは場合によっては融資の御相談とか、そういうこともできるかと思っておりますので、そういった中での対応の一つの方法として、債権の買い取りということでございます。

それから、買い取り額でございますが、当面とりあえず国と地方で合わせて100億円程度ということで今回出発していきますけれども、いずれ発生の都度出資をしていくという方法をとっておりますので、買い取り額については実際に機構が動いていく中で対応していくのかなというふうに考えています。

○斉藤信委員 2,000億円、事業者でいけばその7割だから、1,400億円から1,500億円ということになりますね。そして当面買い取り額は100億円だと、これは15分の1ではないですか。これは500億円ぐらい想定されていますから、恐らく100億円を超えたら500億円までは。結局そこどまりなのです、今の機構は。だから私は、そういう点でいけば、最初から500億円程度を前提にしているから、優良な企業に限定せざるを得ないということになるのではないかと。

3年間黒字だとか、債務超過していないとか、私はこれ絶対基準にしてはならないと思いますが、確認します。こんなことを基準にしたら、本当に一部の優良企業しか対象にならないけれども、それは基準でないでしょう。

○松川経営支援課総括課長 債権の500億円ということは、当面ということでございます。国と地方での合意の中では当面ということになっております。いずれ買い取り額については、実際に動かしてみないとわかりませんので、ここはちょっとお答えいたしかねるかなと思います。

それから、先ほど3年、5年という話をしたのですが、実は浮き沈みがあるということをお話にしての話ですので、平均してというふうに御理解いただきたいと思っております。

○齋藤商工労働観光部長 誤解を招かないように、きのうの答弁のおさらいでございますが、2,000億円というのは、県内3行の沿岸被災地域への貸出総額でございます。ですので、これが全部焦げついているということではございません。誤解のないようお願いいたします。ですが、このうちどれぐらい、要するに焦げつきそうなのか、返済が厳しいのかということについては、これは各金融機関の機密事項でございますので、我々はここから先は推計に頼るしかございません。

2,000億円というのは、きのうも申し上げましたとおり、住宅ローンと、それからいわゆる企業に対する貸し出しを合わせての部分でございますので、ここの割合も実は推計に頼るしかない。そういう答弁でございます。ですから、例えば6割から7割が企業向けであろうという話をしました。ですから、1,200億円から1,400億円あたりではないかなというふうに、これは推計値でございますが、ここが企業向けでしょうと。これが全部焦げついているわけではございません。したがって、銀行の判断によって、これは返済が可能だというのは当然中で仕分けができておりますので、いわゆるマックスが、例えば1,200億円全部が買い取り対象かという早計な判断はできません。

したがって、もう一つ被害率を掛けます。例えば7割ぐらいの企業が被害を受けたとしますと、例えばマックス1,400億円でも、1,000億円程度の被害率になる。ただ、ここも返せる企業、それからもう一つは、借金だけ見えていますが、企業の資産というのは、我々実はわからないわけです。つまり自己資本を持っていて、自己資産を持っていて返済可能だよという企業は幾らでもございますので、この1,000億円もずっと圧縮されるだろうというのは、実は我々の見込みでございます。ただ、それが幾らかというのは、現時点では推計の推計ですので、オープンにしても何の意味もないわけですので、買い取りの中でやっていくしかない。ですから、当面500億円というのは、我々はそんなに悪い数字ではないのではないかなというふうにも見ております。

もう一つ、福井委員のほうの質問にもありましたが、銀行が一番いいところを優先していくよねということになりますので、本当の機構の肝というのは、では要するに銀行が明らかに優良だと判断した、それ以外のものをどうやって救うかというのが、まさにこの機構の役割でございますので、これは委員御質問の趣旨のとおり、我々一生懸命やっていくというこ

とでよろしいのではないかと思います。よろしく申し上げます。

○斉藤信委員 今までこういう制度がなかったから、こういう制度がつくられた、岩手がそのために頑張ったというのは評価をしているのです。ただ、私が言ったように、何が、ではこれを評価する大事な試金石になるかというのと、今度の大地震というものは個別の企業がやられたのではないのです。面的にやられているのです。面的に中小業者を再建するということが今度の課題なのです。いわばぼつぼつと再建させるのではなくて面的に再建すると。だから、本当に再建を希望するすべての事業者を基本的には対象にすべきであると、私はそういうふうに言っている。ただ、その構成にしても、想定額からいっても、最初から限定されているわけです。金融機関の代表が圧倒的多数を占める、そして想定500億円でスタートした。これは、国会でも議論があって、3県で2,000億円だった。自公は2兆円にすべきだというのは、これは参議院で法案が通っているのです。今その調整がなって、数千億円規模の買い取りをしようという、これは大体合意がされました。それでまた法案を通ってつくるというのです。これは今のやつよりは対象が広がると。いわば優良企業だけではなくて救済しよう、そういう意味でいけば、今議論されているほうが幅広く対象になるのではないかと思います。これは臨時国会にかけて、11月中には通そうと、民自公で合意されている。こうなると、また新しい制度が導入されるのかと、二つの制度で取り組むことになるのか、それとも一本化されるのか、この点についてお聞きをしたい。

○飛鳥川商工企画室企画課長 けさの朝日新聞でも報道されております。今自公を中心とした法案の部分でございますけれども、仮に二つの機構ができるといったときには、私の知っている情報の中では、今回の産業復興機構、これはそのまま使っていきましょうと。そして、いろいろ御指摘もある中で、この産業復興機構が使える事業者というのは、基本的には再建を中心としていく、そこが骨になっております。今回仮に法案が通って、新たに機構ができることになると、対象者を、それを分けていこうというような基本的な考えがあるやに聞いております。具体的には、零細事業者であったり、あとは農林水産事業者、こういったような本来どちらかというところ、中小基盤整備機構が出資するというところから、本来のところであれば、企業向けの復興機構というのが基本スタンスというところが恐らくあったと思うのですけれども、それが今のところこれまで一本化をしていこうという流れの中で、幅広く相談センターの中でいろんな再建支援を行っていこうというのが産業復興機構でございます。ですから、新たに、仮にまた別な機構ができた場合については、対象を振り分けていくというような形で、そのような運営をされるというふうに考えております。

○斉藤信委員 なかなかこれは複雑になってきますよね。私は、相談センターというのは機能としては大変大事だと思います。構成は、金融機関に多数派を形成されているから、本当に被災企業の立場に立って相談して、再建計画をつくるかという点でいけば、私ちょっとここは問題だと思っているが、相談センターというのはすごく大事なのです。この相談センターが本当に個々の企業の再建計画、資金計画を立てて、そしてつなぐと。これは、ストレートに金融機関とやるよりは絶対に実践的です。

だから、新しい国の機構ができる場合でも、こういう相談センターとセットでないと私は機能しないと思うのだが、それぞれに相談センターをつくるということになったら、これは全く二重手間ですよ。相談センターは相談センターで、それは振り分けは二つあるかもしれないけれどもというふうになるのかならないのか。私はやっぱり幅広く、本当に被災企業の立場に立って、これは対応するのだということが生かされることが一番大事だと思うけれども、いかがですか。

○飛鳥川商工企画室企画課長 そのあたりの具体的な運営形態等については、まだ私のほうでも知り得ておりません。また今後調整されるべき課題というふうに考えています。

○斉藤信委員 二重ローン問題は、大体ここでとめますが、業者の受けとめ、市町村の受けとめ、商工会議所の受けとめ、率直に言って今の機構については余り期待できないと、余り期待してはだめですよと、こうなっています。そして、行政の説明もそういうトーンです。すべてが対象になるのではないですよ、借金が棒引きにされるわけではないですよ。そういう前提で残念ながら説明をされている。そういう意味でいくと、本当に被災企業の立場に立って、今度の大地震の特徴というのは面的に被害を受けているわけだから、面的に再建すると。個別の企業をぼつぼつではなくて、面的に再建するという立場に立つべきではないか。例えば頑張って金融機関に借金を返済している企業というのは、基本的には全部対象にするぐらいのことでないと本当の再建機構にならないと思うけれども、いかがですか。

○飛鳥川商工企画室企画課長 先ほど部長のほうからも、この買い取りの部分の額が調整に時間がかかったということをお答えさせていただいております。その際、いろんな議論の中で、これまで金融機関を交えた協議会等をつくってきておりますが、やはり金融機関にとっても、みずから被災者である、そしてまた一方でお客様の預金をお預かりしたものを御融資しているというようなことから、金融機関だけで棒引きみたいなものはなかなか困難ということも意見交換の中では出されております。その中で、地域の金融機関として最大限できるというようなところが、まずその買い取り額のところの調整ということで、これについては一律こういった方法という、基準的には、先ほど松川総括課長のほうからガイドラインのところはお示しをさせていただきましたけれども、1件1件の査定といいますか、1件1件の調整の中で、本当に金融機関同士が協議をしながら債権者調整が進められていくものというふうに考えております。

○斉藤信委員 この間の経過は、先ほど部長がお話になりました、県がどう主張したのか。それに対して結局簿価を要求したけれども、そうならなかったと。国が渋って産業復興機構の立ち上がりが遅くなったことは事実です。しかし、今3党合意の中で、政府の姿勢が若干変わったというのが一つの到達点で、私は、だからいち早く再建できるところは再建させながら、さらに幅広く救済の対象にしようという、こういう新しい方向が今つくられつつありますから、本当に被災企業の立場に立って、そして雇用の問題のポイントは産業の再生なのです。地元の企業が再建しなかったら、本当の意味で地域に根づいた雇用はつくられない。新規事業などというのは、こういう状況の中で簡単にいきませんから、今まで頑張った企業

が再建すると。ある意味でいけば、雇用保険をもらいながらじっと我慢しているのは、自分が働いていた企業を早く再建させたいという思いでもあるのです。このスピードが今問われているので、ぜひ今の機構についても現場の不安にこたえるような積極的な対応、さらには新たな機構が出たら、本当にすべての再建を希望する事業者を対象にした取り組みにしていきたいと思います。これは指摘だけにとどめて、次に予算について、さらにお聞きしたいと思います。

先ほど、岩手県工業技術センターの施設整備費補助で、放射能対策でゲルマニウム半導体検査器を導入すると。これ工業技術センターの場合、どういう役割機能を持つのかということをお聞きしたい。

○佐々木科学・ものづくり振興課総括課長 工業技術センターにつきましては、現在も工業製品を中心に測定しておりますが、今後食品関係等々も対象になるというふうに考えておりますし、現在でも食品関係にかかわる液状のものですとか、土壌あるいは廃液、さまざまな相談が入ってきております。こういったものにしっかり対応していきたいというふうに考えています。

○斉藤信委員 今食品関係でも、売買で放射能検査を求める。だから特に産直などというのは1件1件やっているのです。例えば農民連というのは全国産直をやっているのですけれども、1件の検査料は5,000円だと私は聞いていますが、もし工業技術センターがやる場合には、そういう検査委託にもこたえるのか。その場合は、どういう料金になるのか。

○佐々木科学・ものづくり振興課総括課長 県全体としては、環境保健研究センターが持っている機器と、工業技術センターが持っている機器で測定できます。環境保健研究センターが持っている機器のほうは、県民の安全と安心を特に最重点に対象にするということで、1次産品、あるいは学校等の関係、環境状況等々を対象にするということに役割分担しております。工業技術センターのほうは工業製品、あるいは食品加工品等々というような役割分担を持っております。

〔斉藤信委員「手数料は」と呼ぶ〕

○佐々木科学・ものづくり振興課総括課長 手数料は、工業技術センターのほうは、現在当面減免といえますか、無料で行っておりますし、県のほうでも環境保健研究センターのほうには、それに準じた対応というふうに理解しております。

○斉藤信委員 無料で対応するというのはいいことだけれども、工業技術センターの場合には、事業としてやれるわけだから、行政と違って。私はそれなりに対応できるのだと思いますよ、事業として。相手は事業者なわけだから。そして、検査証というのは出すわけでしょう、ちゃんと。

○佐々木科学・ものづくり振興課総括課長 出します。

○斉藤信委員 私から料金を取れとは言いませんが、工業技術センターというのはそのために独立行政法人にしたということもあるわけだから、本当に低価格で、事業者のそういう要請に大いにこたえていただきたい。

次に、三つ目に商工観光資金貸付金が 36 億円余増額補正になって 300 億円の融資と。私はこの関連で聞きたいのだけれども、岩手県内の今回の大震災における商工業者の被害状況、被害額。6 月時点で県は 1,600 億円余、商工業では被害だと。しかし、その後更新されていないのです。これは、本当に粗い推計で、私は商工業対策を考えるときに被害状況を正確につかむということが前提だと思います。

宮古市が最近、全体の被害額を算定して出しまして、その中にはちゃんと中小商工業の被害というのも出しているのだけれども、7 カ月も経過したら中小商工業者の被害状況をリアルにつかんで、つかめばやっぱり対応、どういう手だて、対策が必要なのかというのがさらにわかるわけだから、そういう点が今の段階でどう把握されているのか。これは推計も含めて改めて聞きます。

○松川経営支援課総括課長 被害額につきましては、商工団体などで会員の被害状況のアンケート調査をしているようですが、まだその集計が固まっていないといえますか、アンケートでございますので、なかなかしつかり全部把握できないということのようです。そういったことで、まだ集計途上というふうに聞いております。

私どもとしましては、推計ではあるのですけれども、1,661 億円という推計値で、一応それをもとに、これまでいろいろ政策的には考えております。

○斉藤信委員 沿岸における総事業者数がわかるし、被害事業者数だってわかるんじゃないの、額も。例えば農林水産部だとそうではない、調査率 80%とか、90%とかって出すわけでしょう。全部はわからなくても、今調査率 80%でこうですよと、それは出せないのですか。

○松川経営支援課総括課長 被災企業については、先ほどのアンケート調査などで調べた推計値、これは商工団体の推計値でございますけれども、それをもとに沿岸の商工業者は 1 万 3,000 ほどあるのですが、そのうち 3,000 ほど、2 割程度が被害を受けたのではないかというふうに考えております。

○齋藤商工労働観光部長 今経営支援課総括課長がちょっと誤解してまして、これは知事答弁のときにもしゃべっておりますが、1 万 3,000 というのは海岸地域の商工業者の総数。知事答弁では、大体その 2 割程度が現在休止もしくは廃止の状況にあると。内訳はわかりませんが、これは各商工会議所、あるいは商工会の数字を積み上げたものでございます。

どれぐらいの企業が被害を受けたかという被災割合でございますが、これも推計でございます、1 万 3,000 のうちの大体 7,400 程度の業者が被害を受けておりますので、パーセンテージでいいますと 55.6%の被災業者があったというふうに受けております。ですので、引き算になります、3,000 程度が休廃止で、再開したものが 4,000 と。これも現時点での各商工会議所の推計の積み上げでございます。そういう状況でございます。

○熊谷泉委員長 斉藤委員に申し上げます。発言時間が長時間にわたっておりますので、他の委員の発言の機会を確保するためにも簡潔にお願いいたします。

○斉藤信委員 わかりました。では、終わりますけれども、今のは商工団体ですから、会員

の、これはほとんどつかんでいます。つかんでいるというのは、不明を含めてつかんでいるのです。連絡とれない業者は、もう既に出ているのです。だから、それも実態のうちですから、つかめないというのも実態のうちですから。私は、そういう商工会をずっと聞いてきましたけれども、商工会もちゃんとつかんでいます。

そういうところを正確につかむし、被害額の想定なんかもできるだけ実態をよく皆さん自身が実態をよくつかめば、被害を受けた業者が何を求めているかというのは、さらに一層鮮明になってきますので、そういう点で、被害状況の把握を精度をさらに高めてやって、今本当に業者が求めている対策を機敏に講じられて、一日も早く再建すると。業者の場合、再建しないと収入が入ってこないのです。遅れば遅れるほど再建の可能性は低くなるということになりますので、そういう意味で、そのことを。

制限時間はないとは思っただけけれども、委員長の指摘にこたえて、予算についてはこれで終わります。

○渡辺幸貫委員 今盛んに斉藤委員が選別と切り捨てはだめだという観点でお話しされたのですが、産業復興機構のことをちょっと聞きたいのですが、産業復興相談センターの37人の構成については先ほど伺いましたけれども、その中には漁業だとか農業だとか、そういう資金もあるなということ、さっきちらっとおっしゃた。そういう関係の人も入っているかどうかです。例えば漁協だとか、農協とかです。それが1点。

もう一つは、そういう人たちが相談して、出したとします。そうすると、岩手県産業復興機構の無限責任組合員が実務を担当というのですが、この無限責任組合員の実務を担当する人はどういう実態なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○飛鳥川商工企画室企画課長 復興相談センターの農林漁業者向けの対応者がいるかという部分でございますけれども、現在のところ、例えば政府系の部分では商工中金とかは入っておりますが、直接的な農協、漁協の上部団体というような人はいないというふうには聞いております。現在のところ、ただ、これらについてもまだ調整段階であるということ聞いておりますので、今後相談の状況に応じまして、ここの事業についても、また上部団体のほうに要請をしていくとか、そういった対応が見込まれるものです。

もう一つ、無限責任組合のG P——ゼネラルパートナーの部分でございますが、ここは復興相談センターから買い取りの要請を行われた段階で、初めてゼロから再度検討して、この解明が本当に正しいかどうか、そういったところの調整を行うということで、復興相談センターのG Pについては、今回のセンターの金融機関とか、そういうところとは全く違った会社が運営するというように聞いております。

〔渡辺幸貫委員「それを聞いている。それがどういうことか、その中身」と呼ぶ〕

○飛鳥川商工企画室企画課長 その無限責任組合については、今までも各県に、東北で言えば福島のほうに再生協議会を持っておりまして、その中で、既に再生ファンドというような既存の再生ファンドを運営しているような会社がまず基本的にリストアップされて、その中で今回の運営ができるかどうかというものを中小基盤整備機構のほうで選定したとい

うように聞いております。

○渡辺幸貫委員 今そういうお話をされるが、無限責任ですからね。無限責任で出資している人が、県とか金融機関とか中小企業基盤整備機構です、そこがお金を出していて、無限責任、今言った方が、そういうところが責任を負えるかということではなくて、私は無限責任を負えるのは岩手県とか中小企業基盤整備機構だと思うのです。だから、今の無限責任組合員という意味を私はお尋ねしているのです。そして、それがどういうふうに働くのかなということなのです。

○飛鳥川商工企画室企画課長 失礼いたしました。無限責任組合につきましては、法律に基づいて登記を行いながら、無限責任、そして有限責任というような二つのものがございます。そして、基本的には、出資する者については有限責任ということで、出資額の範囲でその責任を負うという立場になりますが、無限責任につきましては、基本的にはその運営会社がまず無限で責任を負うというのが基本的なスタンスということになります。

そして、今回の産業復興機構に関しましては、まずは出資をした範囲の中で買い取りをします。そして、一般的な運営会社のやり方とすると、それを本来高く売れた場合についてはその利益を有限、その出資者に配当という形で還元するというような役割になります。

したがって、買い取っているものを、既に出資されたものがすべて取り崩しになりまして、そして配当するものがないという段階で、この組合については解散せざるを得ないという、そういったような流れになろうかと思えます。

○渡辺幸貫委員 今のお話は、何となく土地という感じを受けるのですけれども。その前提の前に戻ります、復興相談センターに戻りますけれども、債権者間の調整というのです、これは非常に難しい問題だと思うのですけれども、場合によっては将棋倒しになるかもしれませんから、その辺が、普通会社が倒産した場合には、例えば弁護士を頼んで、債権者は手を挙げろというようなあんばいでやるわけですが、相談の中でやっていくところに、非常に重荷でもあるだろうし、公平性が保てるだろうかと、いろいろな問題があると思えます。その辺の想定される不安といいますか、問題点をお聞かせいただきたいと思えます。

○飛鳥川商工企画室企画課長 債権者間の調整につきましては、基本的に復興相談センターの中で、どれぐらい、何個、こういったところに債務があるといったものに対して、将来の費用、価値、そういったものによって、大体この債務について金融機関と調整をしながら買い取り額の一応の算定を行う、そういった役割を持ちます。そして、今度は無限責任組合であるGPのほうに買い取り要請を行うという、そういった基本的な流れがございます。委員御指摘のとおり、債権者調整の中では、1行の銀行が、これは自分のところでは売却する気がないというようなことも当然想定されるわけでございます。そのあたりを、では1行だけ高くできるか、安くできるかというような、そういった話は当然できることではないと思えますので、そのあたりの各行とのバランスを取った調整というのが一番難点になるのではないかと思います。

また一方、買い取りの部分が至らなかったというような案件につきましては、やはり私的

整理といったような形で、今般また全国銀行協会のほうで、そういったガイドラインを示しておる部分もございますので、そういったところにその案件が、また引き継がれるという可能性も残しているところでございます。

○渡辺幸貫委員 銀行だけではなくて、いろんなところに債権というのがあるわけです。物を仕入れて物をつくるのでありますから、その辺をどういうふうに考えているかなということをお返事をいただきたいということが一つ。

それともう一つ、規模はさっき話がありました。例えば 500 億円とか幾らとか。ところが、債権買い取り金額等については統一的な判断を行うということは、逆に言えば、それなりの算式といたしますか、基準といたしますか、それは金額に応じて、少ない金額であったならば絶対立ち直る人か何かからやっていくという方法もあるかもしれませんが、規模が大きくなるとある程度まで救えるというような、斉藤委員がおっしゃるような選別がなくてもいけるという部分もあるかもしれませんが、その辺が非常に関連しているものだと思うのですよね。ですから、まず最初に小出しにしながら大きくしていくという部分に、率直に言えば、そういう部分に見えるのですが、その辺、救われるほうからすれば、最初から大規模に出していただいて、ある程度、もうおれのところは行くのか、たたむのか判断したいという思いも被災者の中にはあるのだと思うのですが、その辺の規模の出し方というのですか、その辺については、どうお考えですか。

○飛鳥川商工企画室企画課長 1 点目の債権者間の調整の中で、金融機関ばかりではないというような御指摘がございました。今回の産業復興機構に関しましては、まずもってその目的が金融機関からの新規融資を促進するというのが大きな目的でございます。したがって、現在のところ債権者調整の中では、これはもちろん金融機関の中には漁協とか農協も入ってくるわけでございますけれども、そういった金融機関をまず想定しているところでございます。

もう一点の出資の部分でございますが、先ほど 500 億円まとめてというような部分もございまして、これは実は運営費というものがどうしても年々コストとしてかかってくるものですから、基本的には無限責任組合との契約の中で、その契約金額の何%というような、ですから出資金額が 500 億円であれば、その 1%、2%ということであれば、比例してその運営費がかかってくるということも考慮しまして、段階的な出資ということから当面 100 億円からというような、そういったことで考えているところでございます。

○小泉光男委員 私も岩手県産業復興機構は極めて重大だと思っております。特に津波で流された人たちは、ここの判断が生殺与奪を握るとでも言いましょうか、そういう感じがします。

設立の趣旨とか業務内容、あるいは業務フローについては、こういったような形でお示しいただいてますが、例えば組織あるいは組織図などというのはできているのか、その辺をちょっとお伺いします。

○松川経営支援課総括課長 組織図といたしますのは、先ほどの資料の 2 ページにあります

が、窓口の相談の支援業務者、それから買取支援業務者といった区分ですが、それぞれのセクション、担当ごとに幾つかのグループをつくって対応するようにしているものがございます。

○小泉光男委員 わかりました。しかし、恐らくこれは銀行同士で縄張りとも言うのでしょうか、うちの債権は買い取るけれども、こちらは買い取らない、あるいはこちらのほうの債権調整であきらめろみたいなことですから、やっぱり理事長から、だれがその部門で決裁、最終判断をするのか、極めて重要だと思いますけれども、これは担当者間での業務の流れみたいなところで、産業復興機構が円滑に、そして今回極めて重要なものとして新しくできるという意味では、そこが重要ではないでしょうか。組織あるいは組織図、だれをはめ込む予定にしているのかも含めて、見えないですけれども、そのあたりをお聞かせください。

○松川経営支援課総括課長 確かにその調整というのは大変重要なことだと思っております。このグループをつくるときには、グループの中に、例えば外部の診断士の方とか、あるいは税理士の方が織り込まれるようにグループをつくって、できるだけ公平に判断できるような組織を考えているということで決めています。

○小泉光男委員 そういうことで、あまり銀行の人間をトップに置くとか、あるいは皆様方、役所の天下り先ということで、震災太りになるような組織、あるいは人選で配置しないようにお願いをして私の質問とします。

○佐々木博委員 1点だけ確認させていただきたいのですが、私も産業復興機構のことなのですが、銀行の債権の買い取りのことばかり出ていますけれども、中小企業の場合は、もちろん銀行の借り入れもあるでしょうけれども、リース債権が結構多いのですよね。さまざまな機械をリースで借りて、それで今回それが滅失しているという事例がかなり相当数あるだろうと思うのですが、リース債権は対象になりますか、どうですか。

○松川経営支援課総括課長 リース債権については対象としておりません。

○佐々木博委員 リース債権が対象にならないということになると、かなり不公平というか、片手落ちではないかなという気がするのですが、どうなのでしょう。

○飛鳥川商工企画室企画課長 リース債権の部分でございますけれども、政府のほうでも3次補正の中で、新しいリースの部分について何らかの支援をしたいという、そういったお話は聞いてはおりますが、旧債務の部分のリースについては、基本的なところでは、公的な施設であれば債務減免というような、例えばいわて産業振興センターとか、そういうものはあるわけでございますけれども、一般のリースは車両とか機械とか、さまざまございます。そういったものに対して、今のところ相談センターのほうでは相談は受け付けます。そして、リース業界のほうに対して、債権者調整の中での債権カットをしていただくとか、そういった調整までは行えると思いますけれども、買い取りまでの対象とする部分については、含まれていないということでございます。

○佐々木博委員 今おっしゃったとおり、この後債権放棄が出てきますよね。いわばこれリース債権みたいなものですよ。この後議案で出てくる。中小企業の場合は、結構リースが

多いと思うのです。それが全然対象にならないということになると、私はちょっと公平さを欠くのではないかなと。最終的に銀行ばかり保護して、それでリース会社といっても銀行関連のところも多いけれども、独立しているところも多いわけですから。これは3次補正で様子を見るということなのかもしれませんが、少し何か工夫が必要なのではないかなという気がしますけれども、いかがでしょうか。

○飛鳥川商工企画室企画課長 基本的に相談センターのほうで、すべての債務を把握するということが第一歩でございます。そして、次に買い取りの部分で、どこの部分を対象に産業復興機構のほうに、どこまでを買い取り要請するかという部分はございます。その調整の中で、例えばリース会社のほうと、一部債権を確保していただいて、それを金融債権と置きかえるような形で、どこかのメイン行等がその部分を一たん旧債務について支払いをして、あわせた形で産業復興機構のほうに持っていくとか、そういったような債権者調整の中でいろんな手法があると思っておりますので、それについてまだ動き出したばかりでございますので、案件的にはまだ承知していないところでございます。

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第20号特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○松川経営支援課総括課長 お手元の議案（その2）の17ページをお開きください。議案第20号特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この条例は、床面積が6,000平米を超える店舗、遊技場、劇場など、特定大規模集客施設の立地と、それに伴う事業活動が都市及びその周辺地域の土地の利用形態、地域社会の発展に影響を与えるというものでございますので、立地に当たって事前に届け出を義務づけるという手続により、広域的な見地で施設の適切な地域への立地の誘導を行うということを目的としたもので、平成19年12月に制定したものでございます。

今般条例で引用している法律の改正により、法律の条項の削除や条項ずれが生じたため、所要の改正を行おうとするものでございます。具体的には、条例の用語について定義してい

る第2条中第5号、土地利用関係計画のうち、ア及びエの下線部分を改正しようとするものです。

アについてですが、ここでは地方自治法第2条第4項に規定する基本構想について引用していましたが、平成23年5月の地方自治法改正により、従前の地方自治法第2条第4項の規定が削除されました。このため、アでの規定を、市町村が定めるその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想に改正し、既に策定されている基本構想に加え、今後市町村が任意に策定する基本構想も含めて定義するものです。

次に、エについてであります。中心市街地の活性化に関する法律が平成23年6月に改正され、引用している第9条第10項にありました認定基本計画の規定が第9条第11項に移動したことから、所要の整備をするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するとするものです。以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 今回の条例改正の趣旨はわかりました。それで、この特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例というのは、大規模店舗を規制しようという議論の中で制定されたものですが、施行されてから、この条例の対象になった件数がどのぐらいあるのか。6,000平米を超える店舗、遊技場、劇場など、この対象になった件数、出店と申しますか、進出した件数を示していただきたい。

○松川経営支援課総括課長 これまで2件の届け出がございました。平成21年度と平成22年度にそれぞれございまして、県としては、その際には意見なしということで処理しております。

○斉藤信委員 どういう店舗、施設ですか。

○松川経営支援課総括課長 平成21年度のものについては複合施設でございます。それから、平成22年度につきましては、大型の電気店です。済みません、平成21年度のものにつきましては、結局未着工ということです。

〔斉藤信委員「未着工」と呼ぶ〕

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたし

ました。

次に、議案第 21 号職業能力開発校条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○猪久保労働課長 それでは、議案（その 2）の 19 ページをお開きいただきます。

職業能力開発校条例の一部を改正する条例案についてでございますけれども、改正の趣旨でございますが、お手元に配付してある資料に書いてございますけれども、職業能力開発促進法の一部改正、これに伴いまして所要の整備をしようというものでございます。

内容でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されまして、職業能力開発促進法の一部が改正されたところでございます。これに伴いまして、職業能力開発校条例第 1 条に係る引用条項第 16 条第 4 項、これが第 16 条第 3 項に移動——いわゆる条項ずれということから所要の整備をするものでございます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○斉藤信委員 花巻のポリテクセンター、これは県に買い取りというか譲渡、その問題がいろいろありましたが、何か新たな形でスタートしていますね。あれは関連があるか微妙なところだけでも。

〔「ないね。ないよ」と呼ぶ者あり〕

○斉藤信委員 今の段階で県が関与したかしないか、どういう形でスタートしたかだけ教えてください。

○猪久保労働課長 花巻のいわゆるポリテクセンターの運営主体であります機構ですが、新しい機構に 10 月 1 日から移行してございます。その機構のほうの関係でございますけれども、本開発校の関係の条例とは直接は関係ございませんけれども、機構が新しい機構に移行したということで、内容的にはポリテクセンターの運営等をやっておりますので、状況においては変化はないという状態になっております。

〔斉藤信委員「了解」と呼ぶ〕

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案 26 号権利の放棄に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○松川経営支援課総括課長 お手元の議案の 26 ページをお開きください。議案 26 号権利の放棄に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に、法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄することは議会の議決事件とされておりますので、今般県が財団法人いわて産業振興センターに対して有する権利の放棄についてお諮りするものです。便宜配付している資料により説明をさせていただきます。

まず、岩手県地域産業活性化企業設備貸与事業についてであります。この事業は中小企業者が経営基盤の強化を図るために機械設備などを導入するに当たって、県がいわて産業振興センターに行う資金貸し付けをもとに同センターが購入した設備を事業者に貸与し、事業者は割賦でセンターに償還していくという仕組みになっております。

現在この制度を利用して設備貸与を受けている事業者は、本年 9 月末現在で 231 件、42 億円余りの貸付残高がありますが、このうち大震災津波により流失、損壊するなどして滅失した 14 社 27 件の設備にかかる残債と申しますか、残った債権について、1 億 1,081 万 5,705 円について、センターでは償還不能と判断いたしまして、被災事業者の申請に基づき債権免除を行いたいということで、県に対して権利放棄の申し出があったところであります。

被災事業者にとりまして、残債務の負担が早期の事業再生の障害になっておりますので、県では地域経済の早期再建を支援するために、センターに対する貸し付け債権に係る権利を放棄しようとするものであります。14 社の内訳であります。水産加工業者が 8 社、酒造業者が 1 社、その他が 5 社となっております。

次に、岩手県中小企業水産加工設備貸与事業についてであります。この制度は県が同じくセンターを通じて水産加工設備を貸与するものでありましたが、平成 17 年度で事業が終了しておりますけれども、現在岩手県地域産業活性化企業設備貸与事業に統合されたものであります。現在では、水産加工業者 2 社が設備の貸し付けを受けておりましたが、このうち 1 社が被災し、設備を滅失したことから、センターでは同様に 10 万 3,339 円を免除しようとするものであります。これも同様にセンターに対する県の権利を放棄しようとするものであります。

それから、参考のほうに記載しておきましたが、これは議決事件ではありませんが、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、これは法律に基づいているものであります。これに基づいて貸し付けしている、あるいは貸し付け、貸与を行っているものがございしますが、やはり被災により設備が滅失した事案がございします。これにつきましても、法律の規定に基づいて免除手続を進めているところでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 趣旨のところ、従業員 20 人以下の中小企業者に対してとありますが、20

人を超える中小企業というのもあると思うのだけれども、被災企業というふうに考えれば、どのぐらいの何社何件ということになるのか、またほとんどこれは一致しているのか。

今参考で説明がありましたけれども、法律に基づいて債務免除対象になる県内の中小企業者、債権額はどうか。

○松川経営支援課総括課長 1点目の20人を超える中小企業ということでございますが、今回の対象の事業そのものが20人以下ということの要件になりますので、それを上回るものについては、この事業については対象となっております。

それから、国の制度の関係での債権放棄の関係でございますけれども、設備の資金貸し付けにつきましては、2社2件ございます。金額といたしましては、1,102万円余でございます。設備貸与の事業では、14社40件でございます。金額といたしましては、9,669万円余となっております。

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第27号和解に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○松川経営支援課総括課長 議案27号和解に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。地方自治法第96条第1項第12号の規定に、普通地方公共団体がその当事者である審査請求、その他の不服申し立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関することは議会の議決事件とされておりますので、県が相手方から控訴されている事件について仙台高等裁判所から和解の勧告があり、相手方と和解をしようとする案件についてお諮りするものであります。

この案件につきましては、中小企業高度化資金の貸し付けに関するものでございますので、制度の概要を簡単に御説明申し上げます。この制度は、中小企業者が事業協同組合をつくるなどして、工業団地や卸売団地などを整備する場合に、中小企業基盤整備機構と県が協力して長期低利の資金貸し付けを行うものであります。この資金貸し付けの運用に当たっては、県の一般会計からの繰出金と中小企業基盤整備機構からの貸付金をもとにして特別会計を設け、この特別会計から事業者や組合などに資金貸し付けを行っている、こうい

った仕組みになっております。

次に、事件の概要について御説明申し上げます。和解の相手方は、下の欄にございますが、花巻市に御在住の〇〇〇〇氏でございます。経緯についてでございますが、県では昭和 55 年 9 月に有限会社〇〇〇〇〇〇〇に 6,230 万円を貸し付けしたところでございますが、その際に、代表者、代表者の妻及び代表者の長男の 3 名を連帯保証人として設定しており、この長男が和解の相手方となっております。

その後、有限会社〇〇〇〇〇〇〇は昭和 58 年 12 月に倒産したことから、償還すべき残金と利息の合計 5,744 万 6,130 円について保証人に返済を求めてきたところであります。この間に、代表者の妻は死亡しております。

この債務の存在について長男が原告となり、平成 21 年 7 月に盛岡地方裁判所に債務不存在確認請求事件として訴えがございました。その主張は連帯保証人承諾書の署名は本人が記載したものでなくて、実印は父である元代表者が無断で使用したもので、自分の債務は存在しないといった内容でございましたが、平成 22 年 8 月の第 1 審では、原告の主張は具体的な反証に不足しているということで請求棄却となっております。

その後原告は、平成 22 年 11 月に仙台高等裁判所に控訴しましたが、ことしの 1 月に仙台高等裁判所から両当事者に和解の勧告がございまして、両者の話し合いをしてきたところでございますが、このほど合意に達したことから和解を受け入れようとするものであります。

和解を受け入れようとする理由につきましては、判決の見通しが不透明ということと、仮に県が勝訴した場合でも、相手方がことしの 3 月に勤務先を退職していること、それから所有する不動産も共有名義で、支払い能力を考えますと全額を回収する見込みは難しいということで、相手方の支払い能力を勘案いたしまして、2,500 万円で和解しようとするものであります。

次に、和解の内容でございますが、議案のほうの五つの和解事項でございます。(1)、相手方は、県に対し、解決金として 2,500 万円の支払い義務を負う。(2)といたしまして、相手方は、(1)の金員を県に対し、本件和解成立後 1 カ月以内に一括で支払う。(3)、相手方が(1)の金員を(2)の期日までに支払わない場合、相手方は(1)の金員に(2)の期日の翌日から支払い済みまで年 10.75%の割合による金員を付して支払う。(4)、相手方と県との間には、本和解条項に定めるほか本件に関し、何らの債権債務がないことを相互に確認する。(5)、訴訟費用は、第 1 審、第 2 審を通じ各自の負担とする。以上の 5 項目になっております。説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○熊谷泉委員長 今の説明に対し、質疑はありますか。

○小泉光男委員 民事訴訟法などでも、特に債務不存在確認というのは非常に異例なケースと言われております。給付事件とか形成事件はあるのですけれども、県が債務不存在の確認に巻き込まれること自体が非常に恥ずかしい事案です。ましてや本県の場合、第 1 審では岩手県が勝っているのですよね。1 審では。原告の言うとおりに、……じゃなくて、勝ってい

るのです。ところが向こうのほうでは長男ですか、私は判こを押していないと、親父が勝手についてということで連帯保証契約を否認している事案ですよ。そうですね。ところが、1審で負けた。向こうの言い分に理由がないということで棄却されていますよね。何で今回半分で和解をするのですか、そういった中で。しかも、仕事がないから半分なら払えると言っているのですけれども、2,500万円で和解して本当に払うのでしょうか。私は、1審でそもそも連帯保証契約をした覚えがないというような当事者が半分会を払うとは、本当にそうは思えません。そのあたりをぜひ関係者でもいいし、あるいは担当した弁護士等代理人とも確認をしたいところであります。

○松川経営支援課総括課長 それぞれの訴訟については、代理人となりました弁護士間で話し合いをいたしまして、この和解というところにまとまったということでございまして、支払いにつきましても、誠意を持って対応していただけるというふうに理解しておりますし、先ほどの和解の内容にありますように、仮にそれに反した場合には、延滞の利息も付してということになります。

○小泉光男委員 この和解の内容で担保する——例えばこの和解に対する物的な担保とか、あるいは新たに保証人があるとか、そういう県側の和解に基づく債権が担保される中身が私には見えませんが、あくまでもこれは〇〇さんという方の、本人の言のみのような気がしますけれども、もう一度確認します。

○松川経営支援課総括課長 和解に対する担保ということではありませんが、先ほど退職された方だというふうに申し上げましたが、退職金を一応これに充てるということで、御本人は了解されていると伺っております。

○小泉光男委員 退職金を充てるということになれば、既に退職金請求権という権利に対して質権を設定するとか、具体的に退職金がもう出ているのであれば預金通帳で確認するとか、そういったところでは行われているのでしょうか。

○松川経営支援課総括課長 今和解の話し合いをして、ここに合意に至ったということでございまして、質権の設定とか預金の確認とか、そういったものではなくて、相手方との話し合いの中で合意に至ったということでございます。

○小泉光男委員 最後にします。私は、和解の内容について県の姿勢が甘いと思います。これで恐らく2,500万円の支払いも望めないという感じを持っております。私個人的には、この和解については受けるべきではなく、あくまでも高裁に判決を求めて、その結果最終的に五千七百何がしの連帯保証契約に基づく債権が回収できなかったとしても、県民が納得するのではないかと、この内容で和解するよりもというふうに思っています。

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 小泉委員に確認しますが、本案について反対の意見と……

○小泉光男委員 反対です。

○熊谷泉委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷泉委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 できるだけ簡潔に。中小企業グループに対する4分の3補助事業ですね。これは、大変中小業者から歓迎されている事業であります。第1次公募、そして第2次公募中で選定の状況だと思いますが、第2次公募の申請数、グループ事業者数はどうなっているか。

それと、私は第1次公募——結果的には8グループ、130社になったと思いますが、申請者数が多かったということもあって、グループ再編して、事業費をほぼ3分の1ぐらいに圧縮したのではないかと。これは苦肉の策というか、そういうことがあったと思います。

しかし第2次公募、さらには予備費で予算が大幅に出されると、こういう状況の中で、私は希望する事業者が全面的に対象になる規模になるのか。その場合、例えば第1次で3分の1に圧縮したのについても、さらにそこに補助を上乗せできるのか、そのことをお聞きしたいと思います。

○松川経営支援課総括課長 まず第1次公募での応募グループですが、35グループになっております。

〔斉藤信委員「何社で」と呼ぶ〕

○松川経営支援課総括課長 企業数につきましては263社でございます。

それから、第1次公募での8グループを選定したわけですが、それに対しての補助金の額が少なかったという話でございますけれども、確かに事業者の方からはそういった声も聞いております。今後そういったことで国のほうに増額といいますか、そういった要望をしております、国のほうで対応していただけるように要望しているところです。

○斉藤信委員 第1次が77億円でしたね、補助金が。そして、8グループは約130社だと思いますけれども、今聞きましたら、第2次が35グループで263社ですから、第1次の対象になった、倍の事業者、数で言えば、グループ数も大変多いのですが、これは締め切りがされていると思いますけれども、今どういう形で第2次候補の選定がされているのか。第1次と同じ形の再編調整があるのか、それとも第3次を想定して対応しているのか。それと予備費がかなり大幅に活用されるというので、恐らく21日の補正予算の中身はこれが中心だと思いますけれども、既にそれが示されているわけですから、今度の予備費対応が第1次の事業費圧縮の分がさらに補てんされるのか、できるのか、制度として。

それと、希望事業者数——第2次公募で263社ですから、これ第2次で恐らく多くの方が対象にならないと思うのです。第2次の場合は予算が50億円程度ですから。そこらの今度の補正予算とのかかわりでの見通しを少し具体的に示していただきたい。

○松川経営支援課総括課長 まず1点目の2次公募を締め切った後の対応ということでございますが、外部の委員などを含めました審査委員会を設けておりまして、そこで審査をしております。その結果につきまして、国のほうに上申しております、まだ正式な公表というところには至っておりません。

予備費に対応した補助金ということでございますが、それについては先ほど申し上げたとおり、国のほうに要望はしておりますが、その補てんなり、あるいは運用についてはちょっとまだ御回答と申しますか、やられておらないというところでございます。

○斉藤信委員 これが一番頼りになるというか、今制度の中では。だから、これで中小業者に対する支援をやろうとすれば、私は本当に希望するすべての事業者が対象になるような規模に拡充を強く求めて、最終的には第3次公募も含めてすべての事業者が文字どおり4分の3補助。4分の3補助といって事業費を3分の1にしたら、3分の1補助なのです、これ。そういう意味で、予算の枠に限られるわけですから、しかし、本当に時間との勝負で中小事業者が再建を目指して取り組んでいるわけで、予備費の見通し、第3次の要望も含めて、すべての希望する事業者が対象になるような努力をぜひやっていただきたい。

次に、中小企業被災資産修繕費補助、これは岩手県単独で4月に早々とやって、きのうちの高田一郎議員も画期的な制度だと。これは、業者、行政もそう言っていますから。しかし4月に予算化されながら、説明は7月だったと。そして、予算の枠が小さくて、十分な活用ができなかったと、こういう話もしているわけです。現段階で宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市この4市で、市町村からの申請は115件、1億5,400万円、県から市町村への補助金交付決定は85件、1億2,800万円というふうにあります、これは申請された部分は基本的には認められると思いますが、なぜ交付決定が遅れているのか。

あとは、既に取り組んでいる市を含めて、さらに、その他の市町村でも取り組む方向にあるのかどうか。これは6億8,000万円の予算ですから、枠が少ないとは言っても、まだそこに達していない。これは、もっと積極的に使われる必要があるのではないのでしょうか。

○齋藤商工労働観光部長 7月まで説明が遅れたということですが、これは逆に言いますと、市町村のほうの予算化、事業化は市町村を通して出す補助金ですので、市町村のほうの予算化、事業化、議会等の手続等がおくれて説明がおくれたというのが第1点。

それから、もう一つは、私どもこれ全国1番に県単補助として立ち上げたわけですが、その後5月の連休後にグループ補助金が立ち上がってしまいました。これは、4分の3という大変魅力的な補助だったものですから、私どもの限りある財源を使うよりは、できるだけ国のお金を使って、県は4分の1のるわけですが、こちらの有利なほうでできるだけすくったほうがいだろうと。

先ほどの補助率が低いという話と絡みますが、やはりグループもできるだけ多くのグル

ープに組んで、できるだけ多くの方々に回したいというのが我々の気持ちでございまして、補助率が低いという御批判はありますが、補助金をもらうことによって一刻も早く立ち上がってもらおうのだという意図をお伝えしたつもりでございます。

そういうところもありまして、現在消化が悪いという部分もございまして、グループ補助金との絡みで、私たちこれ両てんびんで構わないと。要するに使えるほうは使ってくれというスタンスで臨んでおりますので、いずれこの補助金の枠については、すべて消化される見込みと思っておりますし、当然その他の市町村も、今両にらみで対応を検討していると、そういう状況でございます。

○斉藤信委員 被災工場の補助については、つい先日までは申請ゼロだったけれども、これは今後使われる見通しがあるのか。

○保企業立地推進課総括課長 被災工場の再建補助、これも今の修繕費補助と同じく4月に予算化したものでございまして、今部長から特に申し上げましたとおりの状況で、ほとんどのケースがグループ補助のほうに回っているという状況でございます。

ただ、今後グループ補助の状況によっては、そちらのほうに乗れないというケースも想定されますので、当面この中身を維持していきたいと考えております。

○斉藤信委員 最後に雇用を聞いて終わりますけれども、雇用情勢0.57倍と。悪いときと比べると改善されたといっても、0.57倍そのものが低いのです。そして、説明にあったように、基金事業の雇用とか、あとは今の復旧関係の建設関係の雇用がふえているということであって、本当にミスマッチが大きいのです。正規の雇用というのは、やっぱり資格が必要な雇用がほとんどで、そういう意味でいくと、0.57倍そのものが低いだけけれども、中身を見たらもっと厳しいと、そういうふうに見て対応しなければならないと思います。

しかし、今の深刻な状況の中で、震災対応分で4,523名の雇用創出というふうになっていますが、これは約1万人の目標ですから、本当に知恵を出して、私は事業によっては、もっとも基金事業の雇用も拡大できるのだと思うのです。一家を支える人たちは、将来的な見通しのある仕事を目指しているけれども、例えば奥さんとか、いろんな形で今々の家計を支えなくてはならないという人たちも少なくないわけだから、私はこの基金事業で本当に知恵を出してやる必要があるのではないかと。

盛岡市が沿岸に被災した女性を採用して、買物サービスだとか、いろんなサービスをするような、そんなことも盛岡市が独自にやっているようですけども、やっぱり復興に結びつく、被災者の生活再建、生活の確保に結びつくような取り組みというのは、私はまだまだあると思います。そういう意味で、特に今はほとんど手をつけられていないのが在宅避難者なのです。これは被災地もそうだし、福島などからの被災者が県内に800人ぐらい来ているのですね。私は、避難者ということで、これは被災地からだと思ったら、そういう人たちはもう転入していて、転入しないで残っているのは福島からの人たち、県外の人たちの避難というのが800名ぐらいあるのです。こういう人たちも、また私は支援の対象。だから、そういうところに行き届いた事業を組むというのも大変大事なことで、4,500名に甘んじているわ

けにはいかないのではないかとということで、その対策。

それと、この間事業主都合で解雇された数、これ震災以降でいいです、全体が幾らで、沿岸は幾らになるか示していただきたい。

関東自動車は景気がいいのだけれども、関東自動車の正規、期間工、派遣、これがどうなっているのか。あとは、自動車以外の大手企業の雇用増というのはどういう状況になっているのか示してください。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 まず第1点の生活再建のための雇用対策ということでございます。委員のお話にありました盛岡市の事業のほか、例えば大船渡市の仮設住宅におきましては、北上市が北上市の雇用基金事業として仮設住宅における支援員というのを、これはコールセンターも設けておりまして、仮設住宅の方のいろんなお世話でありますとか、クレーム対応でありますとか、そういった対応をしている事業がございまして、雇用数が大体80人ぐらいというふうな形でやっております。例えばこのような事業を、我々も各ほかの市町村に対しても事例として紹介しておりまして、地元の企業の本格的な雇用がなかなか回復されない中で、そういったコミュニティ的な部分での雇用を開拓するというところで、今一生懸命取り組んでいるところでございます。

それから、震災後の事業主都合の離職者の数でございます。合計しておりませんので、各月で申し上げますけれども、4月の事業主都合の離職者数は1万274人、それから5月が3,981人、6月が2,700人ちょうど、7月が2,121人、8月が1,938人ということで、4月はかなり多かったわけでございますけれども、8月に至っては、ほぼ前年同期に近い数字に戻っているということでございます。

○保企業立地推進課総括課長 まず、関東自動車工業岩手工場の雇用人数でございます。今月時点の数字でございますが、全部で2,680人でございます。うち正規社員は1,670人、期間社員が860人、そしてこのほか派遣社員が150人でございます。これにつきましては、関東自動車工業におきましては、新しいハイブリット車の生産を控えまして、特に被災地での雇用もふやしたいというようなことで、積極的に求人活動を行ったところでございますが、どうしても必要な数を確保できないというやむを得ない措置ということで、派遣社員150人となっております。

それから、2点目でございますが、主な県内の大きな企業の従業員数がどうなっているかということで、私どもで独自につかんでおります主な誘致企業の上位10社ということで前回以前も申し上げておりましたので、その数字で申し上げます。平成19年2月時点で1万2,400人、それから平成23年2月、これはリーマンショック後、ようやく立ち上がるかという時期でございましたが、この時期で9,800人、それから今月、平成23年10月時点では1万100人という数字になっております。

○斉藤信委員 事業主都合の離職者については、このうち沿岸部ほどのぐらいいを占めているか。後でいいから、今の合計も含めてきれいにお知らせください。

それと関東自動車、景気がいいのだけれども、正社員がほとんどふえていないのです。期

間社員を 160 人近くふやして、さらに派遣まで 150 人ふやしたと。リーマンショックのときにぱっきり切られたのは、この派遣でした。そして、期間工でしたね。私はまた同じことをやるのかと。こういうハイブリット車をこれから本格的に生産するというなら、思い切って正社員を 50 人とか 100 人とかふやしていくことが必要だったのではないかと。正社員はほとんどふえていません。私はこれを強く求めていただきたい。やっぱり岩手を代表するトップ企業が今後ハイブリット車を生産するという、新しい将来的な展望を持ったこういう時期に、正社員をぜひふやしていただきたいと。正社員をふやさないで派遣をふやしたなどというのは残念な話。ぜひこれは関東自動車に。これからも増員の動きが出てくると思うのです。やっぱり正社員ぜひふやすということで強く求めていただきたい。

最後に、この間リーマンショックの後に富士通、そしてソニーで工場閉鎖、大規模合理化がありました。私は、企業の責任で再就職を責任持つべきだと何度も取り上げてきましたが、富士通、そしてソニー、合理化された人数と、その後の再就職の状況を示していただきたい。○津軽石特命参事兼雇用対策課長 まず、富士通でございますけれども、当方で把握している離職者数は 744 人、これに対する再就職の状況につきましては、これはハローワークに聞いたところによりますと、概数でしかちょっと教えていただいておりますが、ほぼ 100% というようなことを聞いております。それから、ソニーにつきましては離職者 423 名、再就職率も、こちらのほうもほぼ 100% ということで聞いております。

〔斉藤信委員「わかりました。終わります」と呼ぶ〕

○工藤勝博委員 一般質問の中でも、どなたか東北観光博のことを取り上げてございましたけれども、来年は DC キャンペーンも大々的にやられるわけですが、国土交通省が来年度の大きな目玉として東北博覧会——東北の各県を会場にして取り組むという概算要求も出したということがのっていますけれども、その辺県の取り組みとしてはどういう形でなされるのか、1 点お聞きします。

○戸舘観光課総括課長 これは、国のほうで今詳細についていろいろ取り上げているところがあるという状況でありますけれども、概要で申し上げますと、東北各県に、主に首都圏等が想定されると思いますが、1 次集客ゾーンというものを何カ所か指定しまして、そこに現地の案内人のようなものを置いて、これは必須というふうなつくりになっているようですけれども、そういったゾーンをつくって、そこからさらに幾つかの個々地点を結ぶようなそういう商品化を図っていくと、こういう取り組みであります。

国のほうは、観光博をやるということに関しては集中的な情報発信をするということで、あとは現地の取り組みは基本的にはそれぞれの地域でやってくださいと、こういうふうな流れになっています。

一部被災地については、観光圏事業と連動してまいりますけれども、観光地プラットフォームづくりというふうな事業を現地で取り組む場合には財政的な支援も考えたいと、こういうふうな形になっておりまして、まだ詳細について、県の中でもどこが対象として手を挙げるとかというあたりが、まだ進行中の段階でありまして、まだ全体としてお聞きしていないの

ですが、そういった事業であります。私どもとしては、平成24年にディスティネーションキャンペーンありますので、東北ということで逆に薄まらないように、できるだけ相乗効果が得られるように取り組んでいきたいと思ひますし、一部財政的な支援も想定されますので、使えるものはできるだけ取れ入れたい、こんなふうを考えております。

○工藤勝博委員 内容的なのはこれから詰めるという話ですけれども、いずれ来年度復興の大きなきっかけにもなると思ひますし、DCキャンペーンとあわせて期間を長く、東北の中でも、岩手の特色あるキャンペーンあるいはまたイベントを考えるべきだろうと思ひますけれども、その辺についてはこれからということになるでしょうか。

○戸舘観光課総括課長 東北博覧会については、これは平成24年度いっぱいのものであるというふうに聞いておりますので、その間は東北博との連携ということも図っていききたいと思ひますし、平成24年のDC後につきましても、その効果というものをできるだけ後々に残したいというふうを考えております。また、必要なイベント等については考えていきたいというふうに思ひます。

○熊谷泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。大変御苦勞様でした。

この際、15時20分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。

議案第1号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第7号）、第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋教育次長兼教育企画室長 教育委員会所管の一般会計補正予算案について御説明申し上げます。議案（その1）の6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号の平成23年度岩手県一般会計補正予算（第7号）についてでございますけれども、第1表、歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正は10款教育費、1項教育総務費及び4項高等学校費から7項保健体育費までの補正でございます、合わせて9億2,220万円余を増額しようとするものでございます。

補正の内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の78ページをお開きいただきたいと思います。説明欄に記載しております事業等について御説明いたしますけれども、事業ごとの補正額については省略させていただきます。

まず、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の管理運営費でございますけれども、これは東日本大震災津波による災害対策業務等の増加に伴いまして、事務局職員の超過勤

務手当等を増額しようとするものでございます。

次の被災幼児就園支援事業費補助及び被災児童生徒就学援助事業費補助は、このたびの大震災津波により経済的理由から就園就学が困難となりました幼児及び小中学校の児童生徒を対象に、市町村が行う就学援助事業等に対しまして補助しようとするものでございますけれども、今般の補正は国からの交付金の交付内定に基づきまして増額しようとするものでございます。

3目教職員人事費の教職員人事管理費でございますけれども、これは新たに育児休業等を取得することとなりました事務局職員の後任補充員に要する経費を増額しようとするものでございます。4目教育指導費の就職支援相談補助員配置事業費でございますけれども、これは大震災津波による県立高等学校の生徒の就職環境を踏まえまして、就職支援相談補助員の配置校を現在の24校から27校にふやそうとするものでございます。5目教育センター費の管理運営費は、大震災津波により県立総合教育センターの天体望遠鏡が使用できなくなりましたので、移動可能な天体望遠鏡を整備するとともに、大震災津波による児童生徒の心のサポートのための相談業務の増加等に伴いまして、同センター職員の超過勤務手当を増額しようとするものでございます。

80 ページをお開きいただきます。4項高等学校費、2目全日制高等学校管理費の管理運営費でございますけれども、これは大震災津波に伴いまして避難所となりました県立高等学校の光熱水費等の維持管理経費を増額するとともに、本校63校、分校1校に災害時の非常用発電機を整備しようとするものでございます。3目定時制高等学校管理費の管理運営費は、本校1校、分校2校に災害時の非常用発電機を整備しようとするものでございます。4目教育振興費の高等学校生徒等修学等支援基金積立金でございますけれども、これは国の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用いたしまして、被災により経済的理由から就学等が困難となりました幼児、児童、生徒に対する緊急的な就学支援事業等の財源に充てるため、当交付金の交付内定に基づきまして基金の積み増しを行おうとするものでございます。5目学校建設費の校舎大規模改造事業費は、大震災津波による県立学校の災害復旧業務等の増加に伴いまして、営繕担当職員の超過勤務手当を増額しようとするものでございます。

次の81ページをごらんいただきたいと思います。5項特別支援学校費、1目特別支援学校費の管理運営費でございますけれども、避難所となりました県立気仙光陵支援学校の光熱水費等の維持管理経費を増額するとともに、本校12校、分校1校に災害時の非常用発電機を整備しようとするものでございます。

82 ページをお開きいただきたいと思います。6項社会教育費、1目社会教育総務費の指導運営費は、被災地域への文化財保護支援業務等の増加等に伴いまして、職員の超過勤務手当等を増額しようとするものでございます。2目文化財保護費の文化財保護推進費は、農業基盤整備事業に係る本年度の発掘対象遺跡数及び調査面積が増加いたしましたので、発掘調査に要する経費を増額しようとするものでございます。

次ページにまいりまして、7項保健体育費、1目保健体育総務費の県立学校児童生徒災害共済給付金でございますけれども、これは県立学校の管理下におきまして被災した児童生徒等の保護者に対しまして、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの特別弔慰金等を支給するため、その経費を増額しようとするものでございます。次の指導運営費は、県営体育施設の災害復旧業務の増加等に伴いまして職員の超過勤務手当を増額しようとするものでございます。以上が補正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小西和子委員 被災児童生徒就学援助事業費補助というのがございますけれども、この人数をお知らせください。それから、これは今年度のみでしょうか、来年度以降も継続になるのでしょうか。

○小倉学校施設課長 被災児童生徒就学援助事業費補助の人数の関係でございますが、予算措置上は5,093名の予算を措置しているところでございます。

また来年度以降、あるいは今年度限りかという御質問でございますけれども、今のところは今年度限りということになっておりますが、私どもとして必要だということで、国に対しましては来年度以降もこの制度を続けてほしいということで要望しているところでございます。

○小西和子委員 この使用内容——どのようなことに使用できるのかということ。それから、経済的な理由で進学先を変える生徒が出てきておりますので、ぜひ継続の事業とするように国に働きかけていただきたいのですが、そのあたりはどうなっておりますでしょうか。

○小倉学校施設課長 対象となる内容でございますが、学用品費等——この中には具体的には体育実技用品でありますとか、新入学用品等が入っております。また通学費、あるいは修学旅行等が対象になっているものでございます。

この補助事業の関係でございますが、先ほど申し上げましたとおり、来年度以降もお願いをしたいということで、これにつきましては継続して要望してまいりたいと考えております。

○小西和子委員 ぜひ国に継続してということで要望を続けていただきたいと思います。

修学旅行というのは、かなりの経費がかかるわけですが、来年度以降、修学旅行を辞退するような家庭も出てくるのではないかといった心配もございますので、そのあたり働きかけていただきたいと思います。その子供たちの状況につきまして、教育長から何か所感等ありましたらお聞きします。

○菅野教育長 委員長を初めそれぞれ被災地を訪問しているわけですが、申し上げますと、子供たちは本当に頑張っています。御案内とおり、校庭のスポーツの環境も非常に厳しいところですし、また自分の学校ではなくて他の施設を借りて授業を再開している学校も多いわけがございますので、そういった中で、必ずしも恵まれない環境にあっても、それぞれ自分たちこそ、自分たちが落ち込んでいては両親が悲しむというようなことにはつ

きり言ってくれる子供たちもいます。そういったことで、子供たちは本当にそういった環境の中で全力を挙げて頑張ってもらっています。それを支えている地域の方々、教職員も含めてでございますが、私どもといたしましては、そういう子供たちの環境が少しでもよくなるようにサポートに全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 私も最初に被災児童生徒就学援助事業費補助についてお聞きしますが、先ほど予算額でお話をされましたが、実際に受給している生徒数、これを示していただきたい。

それと、沿岸だけではなくて、例えば盛岡でも 136 人とか、一関でも 100 人を超える児童が対象になっていますが、これは沿岸から内陸に避難してきたというか、転入を含めたそういう数なのか、それとも内陸の子供たちも対象にしているのか、そのことを示していただきたい。あわせて今度の大地震で県内、県外に転校せざるを得なかった児童数、小中高とわかれば示していただきたい。

○小倉学校施設課長 就学援助の実人数ということでございますが、文部科学省のほうからの照会に基づきまして、各市町村を調査した結果でございますが、9 月期におきましては 4,376 名になってございます。

それと、内陸部と沿岸との関係でございますけれども、数字等は正確には把握しておりませんけれども、現に沿岸部から内陸のほうに移動されて、内陸の市町村で援助事業を受けているというところもございまして、人数まではちょっと申し上げられませんが、そういうふうに相互にクロスといいますか、沿岸から内陸のほうにという方がいらっしゃるということでございます。内陸の児童も沿岸の児童も対象になるということでございます。

○多田義務教育課長 岩手県から県外へ転出した児童生徒数、小中高、それぞれ小学校 177 名、中学校 53 名、高等学校 45 名という数になっております。

[斉藤信委員「県内は。沿岸から県内は」と呼ぶ]

○多田義務教育課長 沿岸から県内ということになりますと、小学校 522 名、中学校 137 名、高等学校 56 名、特別支援学校におきましては、中学部 1 名、高等部 2 名、合わせて 718 名という、これは 9 月 1 日現在であります。

○斉藤信委員 内陸の子供も対象になると。この 4,376 名の中には、福島あたりからも岩手県に転入したり避難をしている子供たちもいますが、この数は入るのか入らないのか。もし数もわかれば示していただきたい。

それと昨年度、全体で就学援助の対象になった生徒数は幾らだったのか。そのこともあわせて示していただきたい。

それで、今度の被災児童の就学援助は 10 分の 10、国が全額を出すと。しかし、従来の就学援助の場合には、準要保護は、これは交付税措置という名のもとに、市町村全額負担なのですよね。私は、今どんどん子供の貧困化が広がって、就学援助対象がふえている中で、この制度の改善というのでもあわせて求めていく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○小倉学校施設課長 他県からの状況でございますけれども、人数までは把握しておりま

せんけれども、制度上他県から本県に来た場合に、それは対象になるということになっております。

それと、昨年度の状況でございますが、昨年度の要保護児童生徒数は977名、このうちこの事業により支給した人数が251名、それと市町村が行っております準要保護を対象とした援助事業でございますが、これが1万210名ということになっております。

それと本事業の制度に対する改善点でございますが、委員御指摘のとおり、平成17年度から補助事業という形が打ち切られておりますので、予算の拡充等について、市町村の持ち出しがないようにということで、その部分については国に対して要望しているところでございます。

○斉藤信委員 わかりました。要保護の977名で、実際に受給したのは251名というのは、これは修学旅行費で、その他は生活保護から出されたということですから、わかりました。この制度、全国的には、結局市町村事業になったために数を減らすという動きもあるので、これは国の制度の問題なので、子供を大切にするという意味で、本当に拡充を、制度の改善が求められているというふうに思います。

次に、教育指導費にかかわって就職支援相談員補助員配置事業、これは376万9,000円の補正で、先ほどの説明で24校から27校に配置をふやすということでありました。大変積極的な対策だと思いますが、就職支援相談員の今年度の取り組み状況、それと就職活動は解禁したばかりですけれども、今年度の就職の取り組み、そのことを示していただきたい。

○阿部産業教育担当課長 今年度の就職支援相談補助員の取り組み状況でございますが、例年以上に今年度は厳しいということで、学校によっては、学校に配置されている支援員によっては、全管内の中小企業というのですか、全企業を回ったということで、いろいろと開拓をして歩いているというようなこともございます。そういうようなことで、例年以上に一生懸命に取り組んでいただいているというようなことで、何校かに聞き取りをいたしましたところ、沿岸でも昨年よりも多少求人数が多く、そしてここ二、三日前に何校かに電話で確認したところ、就職内定状況も例年よりもいいという回答をしている学校もございました。

○斉藤信委員 そういう厳しいというのと、かなり努力して頑張っていると。沿岸の学校というのは、いつもなのですが、沿岸での求人が全体で少ないために県外就職が多くて、就職内定率は高いのです。逆に内陸の盛岡なんかのほうが最後まで残るといって、こういう傾向があるのだけれども、ただ今回の場合は、そうはいつでも、内陸の企業がこれだけの被害を受けていますので、私は本当に今まで以上に取り組んでいただきたいと思います。

それで、最近発表されたので聞きたいのですけれども、岩手県の高校生の就職状況、これは専門高校だと思いますが、かなり真面目な調査が行われて、3年以内の離職状況というのも予想以上に離職の比率が低かったということが出ていましたが、その状況と、あと離職の主な要因は何なのか、この調査で浮き彫りになった問題、課題を示していただきたい。

○阿部産業教育担当課長 委員がお話しされたのは、高等学校教育研究会の就職部会がま

とめたものということで、

〔「議案に関係ないんじゃない」と呼ぶ者あり〕

〔斉藤信委員「いやいや就職ですから。静かに、静かに」と呼ぶ〕

○阿部産業教育担当課長 そのほかに労働局のほうでまとめた数字ということで若干異なっておりまして、労働局のほうは少し高い数字で出ておりました。

それで、離職の傾向といえますか、労働局のほうの数値でございますと、平成20年3月卒の3年間の離職率は39.5%、平成19年3月卒の3年間の離職率は43.2%、平成18年3月卒の3年間の離職率が46.3%というような数字でございます。傾向といたしましては、生産関係のほうに就職している生徒たちのほうは、ある程度離職率は低いのですが、サービス業とか、そういった事務系のほうに就職している生徒たちのほうは高くなっているというような傾向がとられております。

○斉藤信委員 せっかく私事前に資料をもらっていた割には。労働局の話聞いたのではないのです。せっかくこれだけ立派な調査をやったわけだから、ある意味でいけば、こちらの調査のほう信頼性があると。労働局よりずっと低く出ているのではないですか、離職率は。そういう点でいけば、私はこれは大変大事な調査で、この中身を検討して、今後のキャリア教育に生かすべきだというふうに思います。労働局の話なんか聞いていない。

〔予算管理を聞いているんだ〕と呼ぶ者あり〕

○斉藤信委員 就職支援相談員の取り組みにかかわって聞いたわけです。

次に、高等学校生徒等修学等支援基金積立金、これは基金の積み立てが4億8,000万円なのですが、今年度はもう既に実施をされて、これは授業料減免ですよ。なぜ今こういう形で積み立てられたのか。

それと与党3党合意で高校授業料の無償化を見直すとなっているのです。私は、これは重大な公約違反だと思うけれども、せっかく改善、拡充されたのに、1年もたたないで今度は見直しというのは大問題だと思うけれども、どのようにこれを受けとめていますか。

○石川企画課長 ただいま御質問があったもののうち、今回9月補正の増減の理由でございますけれども、予算につきましては6月臨時会の補正でお願いしているところでございますが、その後国の決定額等ございまして、今回増額補正を行うものでございまして、事業内容を変更するもの等は特にございません。

高等学校生徒等修学等支援につきましては、全部で六つの事業によってできておりまして、そのうち今回四つの事業について補正を行うものでございます。そのうち幼稚園就園奨励事業、それから児童生徒就学事業につきましては、国の交付決定を受けましたことから、今回増額補正を行うものでございます。

それから、私立学校等授業料減免事業につきましては、国の交付決定を受けました後、学校が把握した対象生徒数が増加したことから、今回増額補正を行おうとするものでございます。

残りの一つ、私立専修学校、各種学校授業料の減免事業につきましては、国の交付決定後

追加で事業実施することになっていることから、今回あわせて増額補正しようとしたものでございます。

○菅野教育長 いわゆる高校無償化の関係でございますが、これについては現在被災地の私どもの状況といたしましては、高校生の授業料について、これが見直されることになりますと、やはり実質的には親御さんの負担がふえてくると。そういったことから、引き続きこの制度を維持しつつ、なおかつ現在課題となっている事項についても、ぜひともいろいろ検討を進めていただきたい旨、文科大臣あて要望したところでございます。

○斉藤信委員 次に、校舎大規模改造事業費、学校建設費にかかわって、今回は超過勤務手当しか出ていませんが、被災した県立高田高校、私は陸前高田市に行ったときに、市長はできれば現在地に、今の第2グラウンド、被災を受けなかった、そこで再建を検討したいと、こういう話でした。今復興計画そのものが議論のさなかなのですが、新たにグラウンドも含めると学校施設というのは大変な規模になるわけで、あの第2グラウンドは幸い被災を受けていない、そして逆に下の被災を受けたところはグラウンドとしては活用できるスペースがあるので、私はそれが一番合理的だと。できれば今年入学した新入生が、最後は地元の高校で卒業できるという、そういう再建整備を進めてもらいたいだけけれども、そういう建設予定地が定まるのであれば、早く再建に取り組むべきではないかと思いますが、いかがですか。

○菅野教育長 県立高校で唯一県立高田高校のみが子供たちが他の校舎で授業を受けているという状況がございます。したがって、私どもとしてはこの状況を一刻も早く解消したい。ただ一方で、今委員御指摘のとおり、陸前高田市の復興計画との調整も必要でございます。したがって、現在事務的に陸前高田市と鋭意調整を進めているところでございまして、できる限り早く全体的な計画を取りまとめ、早期に予算措置ができるように全力を挙げてまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 文化財保護費にかかわって、今実は高台移転の問題が各地の復興計画で議論になっています。そして、もう一つは、リアス式海岸の宿命というか、逆に高台には遺跡が多いという形で、そういう少ない中で、遺跡の調査というのが高台移転の場合にはかなり引っかかってくるのではないかと、それに一定の時間がかかったら大変だなと。どちらもこれは重要なわけで、大船渡市なんかの場合も大変な貝塚があつて、文部科学省は既にそこはだめよと、こういうふうに言っている。そういう史跡として指定されたところ、その他の文化財、いろいろあると思うのですが、教育委員会としては、こうした史跡や文化財、そして今度の復興でどういう検討、また協議があるのか。今後どういうふうに関わり合おうとしているのか。必要な調査は必要ですから、かなり思い切って人材を投入してやらないと、今までのような形ではやっていられないと思いますが、いかがでしょうか。

○菅野教育長 おっしゃるとおり、復興に当たっては遺跡との調整が非常に大きな課題だろうと思っております。当然調査すべきものはしっかりと調査していくというのは私どものスタンスでございますが、ただそれにしても、市町村を含め、県だけではございませんで、

市町村も人的なリソースが必ずしも足りている状況ではございません。したがって、私どもが持っております埋蔵文化財センターのリソースを最大限市町村とともに活用するとともに、それでもなお不足いたしますので、現在文化庁を通じまして、全国にその支援をお願いするところがございます。したがって、全国の専門家の支援をいただきながら、いわゆる市町村の復興計画、それから住民の方々の住宅再建と歩調を合わせて、私どもとして遺跡の調査に取り組んでまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 最後ですけれども、保健体育総務費で特別弔慰金というのがありました。これは、今回の補正は県立学校分なのですが、県立学校の生徒で、残念ながら亡くなったすべての生徒が対象になるのか。学校で何らかの活動中という、そういう制約はあるのかなのか。それと、1人当たりどの程度の災害弔慰金になるのか。小学校、中学校もわかれば小学校、中学校の対象者数と、額は小学校、中学校でまた違ってくるのか、そこを示してください。

○高橋学校企画課長 県立学校児童生徒災害共済給付金の関係でございますが、この関係は独立行政法人の日本スポーツ振興センターが行う事業の災害共済給付契約に基づいて行われているものでございますが、この特別弔慰金については、1人当たり500万円ということで、通常災害の場合は出ないという形の規定がございましたが、今回の災害については特別弔慰金という形で支給されるというふうにされたものでございます。

今回の予算の関係で申し上げますと、県立の学校の対象について12名を対象にしてございまして、実際には日本スポーツ振興センターの具体的な確認行為が行われるものでございます。対象は、東日本大震災に起因して児童生徒が死亡した場合ということでございますので、県立高校、小学校、中学校ともということでございます。

学校の管理下で被災されたこと、また通学途上でも含まれるというふうにさせていただきます。ただ、児童生徒であっても、自宅で亡くなられたということが明確にわかっている場合、つまり想定されるのは自宅で亡くなっているというふうなことが確認された場合については、この対象にはならないということでございます。

設置者がスポーツ振興センターのほうに請求するという形になっておりますので、小学校、中学校の分につきましては、県のほうでは把握してございませんが、スポーツ振興センターのほうでは、被災3県で対象になっているのは四百数十名、対象になっているといえますか、亡くなられた児童生徒がそのような形になっていると聞いております。ただ、申請等につきましてはまだ30人程度というふうに聞いていますので、今後手続が進んでいくものというふうに考えてございます。

○斉藤信委員 最後のところがちょっと微妙で、自宅で亡くなった場合は対象にならないと。この12人というのは、県立高校で亡くなったすべての人が、対象となっているでしょうか、岩手の場合は。

○高橋学校企画課長 今回県立高校の生徒で亡くなった数につきましては52人ということでございますが、その中の12人ということでございます。我々も事務を進める中で、少な

いというふうな印象を持ったところでございますが、そういうことで、各学校のほうにも再度提出の不備がなかどうかを確認して、その数字をまとめたところでございます。聞いたところによりますと、3月11日のこの時期は、既に授業が終わっていて、学校に出てきていなかった、出てくる必要のなかった状況の子供がたくさんいて、自宅のほうで、つまり学校に出てきて帰る途中とか、学校でとかというふうな形になっていなかったというふうに確認しているところでございます。

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第22号岩手県スポーツ推進審議会条例を議題といたします。当局に提案理由の説明を求めます。

○平藤スポーツ健康課総括課長 議案第22号岩手県スポーツ推進審議会条例について御説明申し上げます。議案（その2）の20ページをお開きいただきたいと存じます。

スポーツ振興法の全部の改正に伴いまして、審議会の名称を改め、その組織について定める等、所要の改正をするため、岩手県スポーツ振興審議会条例の全部を改正しようとするものでございます。

第1条におきまして、岩手県スポーツ推進審議会をスポーツ基本法第31条の規定に基づき、これまでの岩手県スポーツ振興審議会にかわり設置するとともに、第2条以降で審議会の組織、会長、会議、意見の聴取、庶務について定める等、所要の改正をしようとするものでございます。

なお、附則第1項において、改正後の条例は公布の日から施行するとともに、第2項と第3項におきまして、これまでの岩手県スポーツ振興審議会の委員、会長及び職務代理者を新しい岩手県スポーツ推進審議会の当該職とみなす等、所要の経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 23 号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○上田高校改革課長 議案 23 号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。条例案は、議案（その 2）22 ページから 23 ページでございます。恐れ入りますが、お手元にお配りしております条例案の概要により御説明させていただきます。

1、改正の趣旨でございますが、今回の改正は岩手県立岩泉高等学校田野畑校を廃止し、並びに県立高等学校の課程及び学科の廃止をしようとするものでございます。

次に、条例案の内容について御説明を申し上げます。（1）は県立岩泉高等学校田野畑校の廃止でございます。岩泉高等学校田野畑校につきましては、平成 22 年度に本校と統合し、生徒の募集を停止しております。今年度末をもって在籍する生徒が卒業いたしますことから、廃止しようとするものでございます。

（2）は県立高等学校の課程及び学科の廃止でございます。黒沢尻工業高等学校定時制の産業科及び水沢商業高等学校定時制の商業科につきましては、平成 21 年度に多部制単位制の杜陵高等学校奥州校を新設したことに伴いまして募集を停止しております。今年度末をもって在籍している生徒が卒業いたしますことから廃止しようとするものでございます。

最後に、施行期日でございますが、これらの改正は平成 24 年 4 月 1 日から施行することといたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 まず、県立岩泉高校の田野畑校、これは経過からいいますと、強い地元の存続の要望にもかかわらず本校に統合されたということでもあります。田野畑村の中学校卒業生が、今どういう進路、進学状況になっているか。岩泉高校には、今の 3 年生、どういう交通手段で通学しているのか示していただきたい。

それと、黒沢尻工業高等学校の定時制、これ産業科という、こういう特徴を持った、あの工業地帯の中で大変大事な定時制の学科だったと思うのです。この 3 年間、どのぐらいの在籍者数があったのかということ、杜陵高校の通信制が奥州市に設置されましたけれども、例えば北上市から黒沢尻工業高校の定時制があればそっちに通えた子供たちが、では奥州市の通信制に行っているだろうか。そういう状況はどうなっているのか。杜陵高校の通信制

に産業科というのがあるのか。そういうところはどうなっているかをまずお聞きします。

○上田高校改革課長 まず、田野畑校についてのお尋ねでございました。3年生の進路の状況ということでございますが、平成23年度でございます、田野畑村には田野畑中学1校のみでございますけれども、41名の卒業生がございましたが、その41名全員が高校に進学しております。地域といたしましては、盛岡方面が6名——個別の高校はちょっと差しさわりがございますので、割愛させていただきますが——宮古市内の高校に18名、それから岩泉高校に8名、久慈方面に8名、それから盛岡にございます私立の高校に1名。こういう状況でございます。

それから、交通の状況でございますが、現在田野畑校には14名——3年生1学年だけでございますけれども、この14名につきましては、失礼、御質問の趣旨でございますが、岩泉高校に通っている子供たちということの御趣旨だと思います。岩泉高校につきましては、現在の1年生でございますと、田野畑からは9名現時点で通っておりますけれども、その内容につきましては、詳しい数字は持ち合わせておりませんが、父兄の間で田野畑から岩泉高校までの通学バスを運行してございまして、県ではその経費の半分を補助、支援させていただいておりますけれども、ほとんどの子供たちがそのスクールバス、通学バスを御利用しているということです。また、それ以外の生徒につきましては、家庭等の事情がございまして、親御さんが送っている場合が多いというふう聞いています。

○佐々木教育次長兼学校教育室長 黒沢尻工業高校の在籍者数でございますが、今年度は7名でございます。昨年度は9名、その前の年も9名というふうに把握してございます。

それから、黒沢尻工業高校の産業科が募集停止になったことによりまして、北上地域の子供たちの進路がどのように変わっているかということでございますが、この近隣、周辺都市の状況を申し上げますと、杜陵高校奥州校が設置される前の平成20年とそれから今年度はまだ集計中でございますので、昨年度の状況、平成22年度のデータを比較させていただきますと、花巻市の中卒者の定時制への進学状況というのは大きな変化はございませんでした。若干盛岡の杜陵高校本校へ、それまで10名以上の生徒が進学しておりましたが、これが1けた台になったというあたりが特徴的でございます。それから花巻市では、黒沢尻工業高校に平成20年度5名進学しておりましたが、これがなくなった関係で、奥州校には平成22年度は2名だけの進学数になっております。

北上市でございますが、奥州校への進学者がふえてございまして、黒沢尻工業高校それから水沢商業高校に平成20年度には、合わせて2名進学しておりました、北上市から。それが9名の奥州校への進学ということで、北上市は奥州校ができたことによって、奥州校の定時制への進学者がふえてございます。

それから、大幅な変化がございましたのは、やはり設置している奥州市でございまして、それまでは水沢商業高校の定時制に平成20年度は12人の進学者がございましたが、平成22年度は31名というふうに大幅にふえているところでございます。まとめますと、極めて大幅に増加したのが奥州市、少し増加したのが北上市、その周辺の花巻市、一関市には余り

大きな変化がなかったということでございます。

○斉藤信委員 私は、田野畑校については、結局今3年生が14人、ことしは岩泉高校に8人ですかね。やっぱり今度の大震災の中で、本当ならすぐに通える学校もなかったというのが、今三陸鉄道もとまっていますから、本当に大変な事態に私はなっているのではないかと、そういうふうに思います。生徒が少なかったということではありますけれども、地域と結びついた高校を大事にするというのが、私は大変大事なことではなかったかと。

黒沢尻工業高校の定時制の評価というのは、私はなかなか難しい問題だと思いますが、奥州市の通信制というのは多部制で、そういう点でいけば、いろんなところから吸収するといえますか、進学できる、そういう特徴もあるのでしょうかけれども、北上市の工業地域で定時制でも専門教育が受けられるというのは、私はやっぱり得がたい魅力ではなかったのかなというふうに思いますので、私はこの条例案には反対だということを表明しておきます。

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷泉委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第24号岩手県立盛岡商業高等学校校舎改築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局からの提案理由の説明を求めます。

○小倉学校施設課長 議案（その2）の24ページをお開き願います。議案第24号岩手県立盛岡商業高等学校校舎改築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。便宜お手元に配付しております議案第24号関係資料、岩手県立盛岡商業高等学校校舎改築建築工事の概要により説明をさせていただきます。

まず、表装のイメージ図でございますが、これは改築後のものでございまして、向かって左側の5階建てが管理教室棟、右側の3階建てが産振棟でございます。現在の校地の北側にある管理教室棟、西側でございます産振棟を集約し、校地の東側に改築、建てかえでございますが、するものでございます。所在地でございますが、現盛岡商業高等学校がございまして盛岡市本宮地内でございます。学級数は全18学級でございます。

改築の理由でございますが、前校舎は建築後49年が経過し、建物の老朽化による機能の劣化が著しく、また耐震性もないことから改築を行うものでございます。整備内容でござい

ますが、校舎棟が鉄筋コンクリート造5階建て、延床面積7,586平方メートルで、既存校舎面積と比較いたしまして、約2,000平方メートルの増となっております。産振棟は、鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積が1,777平方メートルであり、既存産振棟面積と同面積とするものでございます。

事業費でございますが、校舎、産振棟、その他を合わせました工事予算額が19億600万円余で、今回議案として出しておりますのは、工事のうちの建築の部分でございます。建築に係る予定価格は5億円以上となり、議決案件となりますが、他の電気設備と機械設備の工事はそれぞれ5億円を下回り、議決案件には該当しない見込みでございます。

建築工事の予定価格でございますが、税込みで12億225万円で、落札価格は10億6,659万円。落札率は88.71%でございます。契約の相手は、落札者である高惣建設株式会社、株式会社照甲組特定共同企業体。工期は450日間で、議決後着工いたしまして、平成25年1月までを予定しております。

全体スケジュールでございますが、平成23年度と平成24年度で校舎、産振棟の工事を終えまして、平成25年度に既存校舎の解体、外構工事を行う予定にしております。グラウンド整備までの一連の工事が完了するのは、平成27年度となる見込みでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 この入札の経過を見ますと、二つの共同企業体が失格もしくは低入札保留失格になって、そして最終的に高惣建設、照甲組の共同企業体が落札したと。二つの共同企業体が失格した具体的理由は何なのか、これが一つ。

もう一つは、盛岡商業高校の校舎改築については木造でという声も強くて、最大限内装等に木造を使うと前の教育長が繰り返し強調しておりました。これは、設計の条件というか、きちんと位置づけられているのか、本当に木造を使った校舎として建設されるのかどうか。あとスケジュールには体育館、体育館は耐震補強工事をやるということで、今のを使うということになるのですか。

そうすると、今の校舎を使いながら工事が進むと。そうした場合に、恐らくグラウンド側の利用がかなり制約されると思うけれども、その代替といいますか、工事中のさまざまな諸活動、体育の授業やクラブ活動などの対応というのはどうなるのか。

○小倉学校施設課長 入札の状況でございますが、入札の執行につきましては総務部のほうで行っているところでございますが、そちらからの報告であります。まず一つは金額的に最も低い金額を入れた入札価格であったところが失格基準価格により失格ということになってございます。

それと第2番目の金額のJVであります。これは調査基準価格で調査内容をヒアリング等を行いまして、二つ目のJVも失格ということになっておりまして、今回の契約の相手方が落札ということになってございます。

それと木造の関係でございますけれども、できるだけ県産材を利用しようということで取り組んでおまして、できることからやろうということではあるのですが、立米数でいきますと、90立米ぐらいを今回の新築で使いたいというような今計画、目標を立てているところでございます。

それと、スケジュールの関係でございますが、体育館につきましては第1体育館が耐震性が低いということで、平成23年度に耐震補強の工事をしております。それと、校舎の関係でございますが、現在の校舎はそのまま使いまして、平成23年度、平成24年度に学校の敷地の東側になりますけれども、東側に新しい校舎をつくるというような形でございますので、平成23年度、平成24年度はそのまま校舎を、管理教室と産振棟は使っていくというものでございます。

委員から御指摘のありましたグラウンド利用等についてでございますが、現在野球部が使っているところに、一部工事等の関係でかかるということがございますので、そういった部分で不便をおかけすることがあろうかと思うのですが、そのところは代替施設等の利用でありますとか、あるいは体育等でありますと空きスペースの利用ということでお願いをしたいというふうに私どもとしては考えているところでございます。

○小泉光男委員 工事予算19億円何がしが10億6,000万円のJVで請け負ったということのようでございます。躯体とかは変わらないでしょうけれども、私一番気になるのはシックスクールですね。そういった内装材にF4なんかをしっかりと使っているのか、ここは花巻のこの2業者の規模からすると、そういった部分はやや不安なような気がするので、ぜひこれから工事の管理のときにそういった部分をしていかないと、先般の江刺かどこかの小学校で…

〔「胆沢」と呼ぶ者あり〕

○小泉光男委員 しばらくシックスクールで使えないというのがありましたですね。十分注意してもらいたいというふうに思います。

○小倉学校施設課長 シックスクールの問題につきましては、十分過ぎるぐらい留意をして工事を施工していきたいと思っております。定期的に業者との打ち合せ等もございまして、その部分につきましては、さらに徹底していきたいというふうに考えているところでございます。

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○小西和子委員 大きく2点。まず震災対策についてですけれども、最初に、被災した校舎の早期建設についてお伺いいたします。

それぞれの自治体で将来を担う世代をいかに育てるかということで検討していると思うのですけれども、行政と住民の議論が十分に行われているのかどうか、現時点での具体的な計画をお示してください。

それから、県立高校にかかわってですけれども、被災地域の高校のあり方について、地域振興を考慮に入れ、慎重に対応すべきと考えますが、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

あとは浸水した地域に再建した宮古工業高校の安全対策について、避難路を整備したというふうなことではございますけれども、現場からは不安の声が聞かれます。今後の見通しについてお伺いいたします。

さらに、校舎の耐震化の現状をお知らせください。見通しについてもお願いします。

まとめでのほうがいいですね、時間がありませんから。

それから、教職員の心身の健康保持についてですけれども、時間がたつにつれまして、被災地の学校では、子供たちの心のケアがさらに必要となってきました。小さな地震でも反射的に机の下にもぐり込んだり、抱き合っておびえたり、泣き叫ぶ子供もおりますし、それから親御さんを亡くした子供は、かなり情緒不安定になってきております。結局子供たちも教職員も、毎日被災した瓦れきの中を通勤、通学しているという状況でございますので、かなりストレスを感じております。市町村と連携しながら、子供たちと教職員の心身の健康保持をするための対策について、現在どのようなことを見通しで行っているのかということをお願いいたします。

それから次は、放射線対策でございますけれども、1,800カ所を測定するというようなことで進んでいると思いますが、現在どのくらいまで進んでいるのか。その結果、基準値以上だったものはどのくらいあるのかということです。

それから地表面での測定、子供たちというのは転がったり、土いじりしたり、びっくりするようなとんでもないところで遊んだりするものですから、やはり地表面というか、5センチのところでも測定するべきだと私たちは考えております。県独自の基準を徹底して、地表面での測定も行うべきと考えますし、通学路の測定も行わなければならないと考えておりますが、そのあたりはどうでしょうか。

あわせて学校給食の食の安全、一般質問の答えにもありましたけれども、流通段階でのきめ細かな対策が必要だと思えます。それで、現在かなりの対策をやっていますよということ

であっても、やっぱり保護者からはかなり不安の声が聞かれておりますので、今後どのように食の安全を保っていくのかというところです。

高校生のことでございますけれども、通学路の安全が確保されていない状況について、県教育委員会としてはとらえているのかということと、あと宮古水産高校の代替バス利用の山田方面からの高校生がいるわけですけれども、JR定期と県北バスでは全く料金が違うわけですけれども、そのあたりもきちんととらえているかどうかお伺いいたします。まずそのくらいです。

○菅野教育長 いわゆる被災地における高校教育のあり方ということでございますが、それについて私からお話をさせていただきたいと思います。

現在御案内のとおり、高校再編計画については、今回の震災津波の発生に伴って凍結をしているところでございます。これはやはり、高校再編に当たりましてはそれぞれの地域の産業の動向ですとか、それぞれの子供たちの状況、進路の状況をよく把握しながら進める必要があろうと思っております。そういった意味で、今年度につきましては、特に沿岸被災地においては、そういう状況にはないだろうということで策定を見送っているところでございます。したがって、今後それぞれの市町村の復興計画、子供たちの進路の動向等をよく見ながら、そういう県内の高校のあるべき姿について地域の方々とも議論を進めながら進めてまいりたいと考えております。

○小倉学校施設課長 私のほうからは、学校施設の復旧等の関係、それと耐震化の関係についてお答えを申し上げます。

まず、市町村小中学校の復旧の見通しでございますけれども、沿岸地域におきましては、他校を利用いたしまして授業再開をしているところが、被災当初24校ございました。沿岸地域ということで24校ございましたが、今現在大槌町で5校が仮設校舎に移っているというような状況にありまして、今後仮設校舎の部分がもう少しふえてくるのかなというふうに思っております。

最終的に本校舎の復旧ということになるわけですが、これは市町村における復興計画、まちづくり計画等の中でもいろいろ議論されていることだと思います。そういった部分は、市町村のほうにやっただけですが、県といたしましても、災害復旧事業等ということで、支援をできる部分もあろうかと思っておりますので、そこのところは積極的にかかわっていきたいというふうに思っております。少しでも早期に復旧が図られるように、県としても応援をしていきたいというふうに思っております。

宮古工業高校の安全確保、避難道等の関係でございますけれども、宮古工業高校につきましては建物の1階が浸水したということで、先般工事がすべて終了いたしまして、現在8月29日からでございますが、学校をもとの校舎で再開している状況でございます。

課題といたしましては、委員から御指摘があったように、浸水区域をそのまま使っているというようなこともありますので、避難路については宮古市のほうの御協力を得て整備したというふうに聞いておりますけれども、学校施設の安全確保という部分を、もう少し我々

としても検討していきたいと。そういう中で、安心感が与えられるような施設にしていければいいのかなというふうに考えているところでございます。

それと耐震化の関係でございますけれども、小中学校の耐震化率でございますが、平成22年4月1日現在で73.1%になってございます。対象になる施設のうち、耐震化が図られていない施設が484棟ございまして、これを今後耐震化していくということになるわけですが、市町村の計画でまいりますと、平成28年4月1日——平成27年度末ということになります。耐震化率が94.1%ということになります。こうした計画で耐震化を図ってまいりますということになってございます。

○田村生徒指導担当課長 委員から御指摘のありました子供の心身の健康保持への対応についてでございます。特に心のサポートの観点かというふうに考えてございます。発災前から行っておりますスクールカウンセラーの配置に加えまして、被災が甚大であった学校につきましても、これまで県内外の臨床心理士を派遣するなど、子供の心のサポートに当たってきているところでございます。現在は、市町村、学校ではぜひ同じ方というニーズがございまして、県外の臨床心理士4名を3月末まで沿岸部の6市町、陸前高田市から宮古市まででございますが、その教育委員会に常駐させております。

あわせて、災害対応にたけたといえますか、国の中でもエキスパートの先生方というふうに伺ってございますが、そういう先生方3名をスーパーバイザーという形で月に一、二回程度現地に入らせていただくということにしております。あわせて、沿岸部の六つの県立学校と八つの公立幼稚園に対して、県内の岩手大学、県立大学、盛岡大学の臨床心理の先生方をお願いし、学校、園のニーズによりまして派遣をするという体制を構築しているところでございます。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 教職員の心身の健康保持についてお答えいたします。

教職員の中には家族や自宅を失う中で、業務に懸命に従事している方々が多くいらっしゃいます。時間の経過とともにダメージが縮小している方もいますが、学校の復興に向けて継続して業務を行っている中でストレスを抱える教職員もいることから、心と体のケアというのが、委員御指摘のとおり継続的にやっていくことが必要だというふうに認識しております。

私どもとしては、初期の段階から当課の保健師2名で沿岸部の被災の大きい学校を順次訪問しておりまして、血圧測定とかメンタルの相談などを受けてきたところでございます。9月末現在で、延べ77校、470名の先生方に対面で相談を実施したところでございます。

また、7月には管理職を対象としたメンタルヘルスセミナーを県内5カ所で実施いたしました。そういう研修会で管理職の意識を徹底させたところでございますし、個々の教職員にはメンタルヘルスチェックというのを新たに導入いたしました。希望者ですけれども、約75%ぐらいの方がそのチェックを受けたというふうに報告を受けております。これを受けた結果、セルフケアということで、それが本人に戻ってくるということで、そういう事後指導を受ける機会も提供してきたところでございます。

今後とも被災地への巡回健康相談を継続いたしますとともに、電話や面接相談も実施しておりますので、そういうものを継続しながら、被災地の教職員が心身とも健康で教育活動ができるよう支援してまいりたいと思います。

○平藤スポーツ健康課総括課長 放射線対策に関してでございますが、現在どのぐらいの地点を測定しているかというお尋ねでございますが、現在測定途上でございますので、10月13日の時点の数字でお答えさせていただきます。

市町村におきましては、20市町村で測定実施中、3町村で測定終了という状況でございます。720の学校等で測定が行われておりますが、そのうち4市町26施設で局所的に高い値が測定されております。なお、県立学校におきましては、現在27校の測定が終わっておりますが、10校で高い値を示す箇所があったということでございます。

それから、地表面での測定についてでございますが、県が定めました放射線量等測定に係る対応方針の中で、高等学校あるいは小中学校の高さ50センチ、1メートルという規定がございまして、それに沿って測定を現在進めているところでございます。その数値で判断して除染の対象を決定しているところでございます。

それから、通学路につきましては、教育委員会だけの問題ではございませんので、関係部局との調整を図りながら検討していくということでございます。

学校給食につきましては、県産食材の安全確保方針が策定されてございまして、安全な県産食材の供給に向けた各種の取り組みを実施してございます。この取り組みによりまして、学校給食における食材の安全確保に努めているという状況でございます。なお、放射線測定あるいは食材の安全確保、安心につきましては、地域の実情に応じて市町村が実施する取り組みについては、県としても必要な支援を行ってまいりたいという考えでございます。

○上田高校改革課長 通学路の安全、あるいは通学の場合の負担のお話かと存じますが、そのことについてお答えを申し上げます。例でお示しいただいたのが宮古水産高校でございますが、ほとんど隣接をしておりますのが宮古商業高校でございますので、この両校の状況等につきまして、あわせてお答えを申し上げたいと存じます。

J R山田線でございますけれども、御存じのとおり、宮古以南はいまだに不通でございまして、この区間、現在県北バスがバスを運行しているところでございます。J Rでは、この路線がまだ復旧しておりませんが、復旧するまでの間につきましては、駅がございまして、例えば磯鶏が近くであれば磯鶏ですが、原則的に駅最寄りのバス停留所1カ所をJ Rの駅とみなしまして、バス運賃よりも安いJ R運賃でバスを利用できる。代替バスというふうに呼んでいるようでございますが、その取り扱いをしているところでございます。この経費についてはJ Rが負担してございまして、この内容につきましては、J Rとバス運行事業者でございまして、県北バスとが協定を結びまして、その内容について定めているところでございます。

どの程度の開きがあるかということでございますが、例えば学生の3カ月定期で比較いたしますと、特にも南からの通学生についてのお尋ねでございましたが、例えば山田から磯鶏ということになりますと、J Rの代替と指定されているバス停でございまして、3カ月で

約2万円、詳しく申し上げますと2万920円でございます。ところが、県北バス、バス路線としての定期ということになりますと、3カ月で約4万5,000円から4万7,000円、このぐらいの差がございます。

この両校の最寄りの駅で見ますと、磯鶏駅となりますが、磯鶏駅とみなすバス停、JRがそのように指定しているものでございますが、現在は最寄りの市民会館前バス停というのがございます。これはすぐそばでございますが、それに加えまして宮古商業高校、宮古水産高校両校から見てもう一つ近いバス停、これが上磯鶏バス停でございますが、この2カ所を指定していただいているところでございます。したがって、これらのバス停を利用した場合には、震災前と同様にJRの運賃でもって利用することができるというものでございますけれども、一方で宮古商業高校最寄りのバス停は宮古商業前というバス停になります。また、宮古水産高校につきましては、磯鶏というバス停でございます。これらのバス停で乗降した場合につきましては、全区間につきまして、今申し上げた高い県北バス料金、その運賃を払うということとなっているものでございます。

上磯鶏バス停から、例えば宮古商業高校のほうがちょっと近いのですけれども、約1.6キロでございます。震災前でございますと、JR磯鶏駅を多分使っていたと思います。JR磯鶏駅よりは、この上磯鶏バス停は近いわけでございますが、学校までの距離そのものは短い、運賃は変わらないということでございます。必ずしも負担が増したというわけではございません。

ただ一方で、特に御指摘のございました南方面——山田あるいは豊間根、津軽石ですけれども、そちらから通学している生徒、保護者には学校の最寄りのバス停をバスが通り過ぎまして、わざわざ遠くのバス停で降りて、そこを歩いて戻ってくると。さらに学校最寄りのバス停で乗車するとなると、先ほど申し上げたとおり、高い県北バスの運賃を払わなければならないということのため、非常に負担感が強いというふうに聞いております。

また、一方で、この地域でございます磯鶏地区でございますが、被災を受けまして、街灯がすべてまだ復旧しておりませんで、こう日が短くなりますと、安全面でも、特に女子生徒の割合が高いものですから、例えば近くのバス停で乗降することは望ましいと考えております。現在両校に生徒の通学状況について調査をお願いしているところでございまして、それを見ながら関係部局と連携を図りながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○小西和子委員 御丁寧な答弁ありがとうございます。保護者の収入がかなり減少したり無職になったりというふうな生徒もいると思います。ですから、生徒たちに負担を強いるようなことのないように今後ともよろしく願います。

それから、就学援助費の申し込みが沿岸部では殺到しておりまして、一つの学校で100人を超えたりするというようなところもございまして、事務量が增大していますから、事務職員を短期間でプラスで配置するとか、そういうことをしていかないと大変なことになるというようなことが現場から上がってきておりますので、そのあたり対応をよろしく願

いします。答弁は結構でございます。

あとは、少人数学級の推進ですけれども、多くは言いません。小学校、中学校を訪問しても職員室に先生方がいない、もう出払っているわけで、小学校は特に発達障がいの子供さんたちが結構おりますので、もう担任が4人入っているのです。ということで、定員増、それから小学校3年生への35人学級の導入といったところを考えていないかどうか、その答弁だけをお願いいたします。

○漆原小中学校人事課長 県では小学校2年生に35人学級、中学校1年生に市町村教育委員会の選択によりまして、31校で試行的に35人学級を実施しております。今回文部科学省のほうで概算要求として、小学校2年生に35人以下学級を実施したい旨で、約4,100人の教員増を要求しているわけですが、これの予算が国の予算編成の中でどういう形になっているのか、よく見ながら、県としても少人数学級の拡大について、来年度の予算編成の中で考えていきたいと思っております。

○斉藤信委員 県立高校の放射線測定で、今27校で検査、測定をして10校で1マイクロシーベルトを超えた。実はきのう、高田議員がこの問題を取り上げたのですね。いわば市町村は地上5センチで調査をして、1マイクロシーベルトを超えたところは全部除染しているのです。ところが、県はさっき言ったように、50センチ、1メートルなのです。きのうの答弁では、地表からの高さにかかわらず対象として除染しており、県が管理する施設においてもこれに準じていると。地表面で調査しているのだったら、地表面のデータを出すべきではないですか。やっているのですか、本当に。それをお聞きしたい。

○平藤スポーツ健康課総括課長 測定の方法につきましては、除染作業に当たってのモニタリングマニュアルというものに準じてやっておりまして、基本的には一つ校庭をはかります。そして、その後学校施設、校舎等ですが、その周りの低いところ、ほとんど1センチあるいは5センチのレベルで1回全部を回って置きます。そこで針を見ながら大きく振れたところをもう一度はかり直して、50センチあるいは1メートルのところでは基準値を超えているかどうかということで判定しているというような形でございます。瞬間値しか測っておりませんので、それがどのぐらいの値になるかということは、現在の測定の形の中では、つかんではおりません。

○斉藤信委員 だめなのです。そういうやり方を見直したのです、県は。だから市町村は、地上5センチで今除染しているけれども、それを除染の対象にしているのです、今。方針が変わったのです、県の方針が。あなた方は、まだ50センチ、1メートルでやっているのです。これは、二重基準なのですか。きのうの答弁をしたのはだれかな、総務部長です、準じてやっていると、県も。地上5センチでやって公表すべきです。市町村と同じレベルで見ないとわからないでしょう。

大体50センチで調べても、前沢明峰支援学校は33カ所で1マイクロシーベルトを超えた、一関清明支援学校は45カ所です。至るところで超えた。これは50センチです。市町村がやっているように地上5センチでやったら、私はもっとたくさん箇所が出てくると

思います。総務部長は、こういう表現です、地表からの高さにかかわらず対象として除染しており、県が管理する施設においてもこれに準じていると。だったら準じてやるべきではないですか。これからちゃんと。

○菅野教育長 いずれにいたしましても、県として統一の方法でやるのが一番わかりやすいであろうと。それから、一定の科学的知見に基づいて、とにかく今学校をはかって除染をすることが非常に今大事なのかなと思ってございます。ただ一方で、市町村におきましては、それぞれの状況に応じて対応はいろいろでございます。5センチでやっているところ、いろいろ実際分かれているようでございます。ただ、逆に言うと、それぞれの市町村がおやりになっていることについて、これの基準でやっているからこの部分については除染対象としないというのは、それは余りにも機械的過ぎるのではないと思っております、その辺については、市町村がそれぞれやったことについては、県として最大限支援するということにしておりますので、それは高さにかかわらず、作業を行われた場合については、県として市町村とともに行うということで支援することを、総務部において措置されたものと私どもとして聞いてございます。

したがいまして、今県の取り組みといたしまして、県の対策本部においていろいろ調整を取っているところでございますので、そういった統一的な方針が示された場合においては、私どもとしても適切に対応してまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 これは、議会前からそういう方向が示されて、ちゃんと本会議でこういう答弁をされているわけです。県が管理する施設においても、これに準じていると。これからやりますではないです、準じてやっていると言っているのです。準じてやっていないではないですか。私は準じてやるべきだと。そして、徹底してこういうのはやらないとだめです。最初は対象にしなかったのだから、国の基準で。しかし、市町村は本当に安全を徹底するということで、盛岡市も奥州市も一関市も。一関市なんかは、今はもう800カ所、地上1センチでやっているのです。滝沢村もやって3カ所出たのです。盛岡市は17カ所、奥州市は16カ所、1マイクロシーベルトを超えた。これは、みんな地上5センチです、基本的には。

私は、そういう点で、やっぱり安全を徹底すると。市町村がそこまでやったのなら、県も一緒にやろうと言っているのだから。これからは県立学校もぜひ地上5センチなら5センチのやつもきっちり公表して、徹底して除染すべきです、県立学校は5センチだと。盛岡市で言うと、50センチで出たのは、1カ所しかないです、玉山の好摩幼稚園しか。そういうことになるのです、その50センチでやると。17カ所出たのが1カ所しか出てこない。市町村がそこまで徹底してやって除染までやっている、あと除染が県立高校は遅い。10校で出ているのに、まだ2校しか除染していない。やっぱりもっと出たらすぐ対応するということが必要だというふうに思います。

教育長、ぜひ本会議の答弁でここまで言っているし、そういう方針は本会議の前から示されていたと思います。特に学校は、一番徹底してやるべき部署です、これ。ほかの部署以上に、子供の安全にかかわる部署は、一番徹底して取り組むべきことだと思うけれども、もう

一回。

○菅野教育長 いずれ子供の健康のために、今こういったことをやっているわけですので、県としてのそういう方針が示されているわけですので、そういう方針にのっとり、私どもの教育委員会の所管するものについては適切に対応してまいりたいと考えております。

○熊谷泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦勞様でした。

次に、総務部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成23年度岩手県一般会計補正予算(第7号)、第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち総務部関係を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○小原副部長兼総務室長 総務部関係議案について御説明申し上げます。お手元の議案(その1)の6ページをお開き願います。

10款教育費のうち9項私立学校費3億287万円余の増額が総務部関係の補正予算であります。詳細につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げますので、恐縮でございますが、予算に関する説明書の84ページをお開き願います。

10款教育費、9項私立学校費、1目私立学校費は3億287万8,000円の増額補正であります。その内容ですが、右側説明欄の上から順に御説明申し上げます。

まず、私立学校運営費補助は、東日本大震災津波により被災した私立学校の教育活動の復旧に要する経費に対し助成しようとするものであります。2番目の私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助は、被災した生徒等の保護者負担の軽減を図るため、学校法人等が行います就学支援事業に要する経費に対し助成しようとするものであり、対象となる学校種別に専修学校などを追加したことなどに伴う増額でございます。三つ目の認定こども園整備事業費補助は、子育て支援臨時特例基金を活用し、学校法人が行います認定こども園整備事業に要する経費に対し助成しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって総務部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 1点のみ。今度の議会に公立大学法人岩手県立大学の業務に関する評価結果、評価報告書等が提出されていますので、これについて聞きますけれども、いわて学というのが、県内の大学、共通でやられているようですが、これはどういう中身なのか、これが第1点。

あと第2点、今度の大地震で県立大学もかなり、一つはボランティアを組織して学生の派遣だとか、あとは大学の先生を中心にしたさまざまな研究支援活動をやられていると思いますけれども、この大地震関連でどういう取り組みが県立大学によって行われているのか。

そして三つ目に、小中高は授業料減免等は県の予算で出ているのですけれども、これは恐らく独立行政法人で利益も上げているというので、内部努力で対応していると思いますが、学生の被災状況、そして授業料減免の状況を示していただきたい。

○清水総務室管理課長 第1点のいわて学についてでございますが、これは岩手県内の5大学がコンソーシアムをつくりまして、岩手に関する地元学と申しまししょうか、岩手の郷土史を初めまして、岩手の人材づくりに5大学の教員及び学生が共通科目として取り組んでいるものでございます。

また、被災に関しましての県立大学の取り組みでございますが、ボランティア活動への支援といたしまして、岩手県立大学の災害復興支援センター、そういった学生ボランティア活動に取り組んでおりますほか、地域政策研究センターというところで県内の市町村への復興計画への教員の派遣等、復興に係る課題等を教員組織といたしまして取り組みを行っているものでございます。

それから、減免措置でございますけれども、今回の震災で本人または家族が被害を受けた被災学生に対しまして、140名程度、所要額8,000万円ほど授業料の減免、それから来年度にかかります入学料の減免等を行っているところでございます。

○斉藤信委員 もうちょっと具体的な答弁があれば終わろうと思ったのですが、ボランティアの支援活動、例えばこの間、およそどのぐらいボランティア活動派遣をされているのか。あとは、例えば単位認定して取り組んでいる大学もあるのですけれども、県立大学の場合、大学としてどういう位置づけなのか。

それと、地域政策研究センターで市町村を支援していると言うけれども、何か大学として——例えば岩手大学なんかの場合には、大地震の対策本部をつくって、大学ぐるみで今度は釜石に本部をつくって支援するというをしているのですけれども、県立大学の場合、そういう大学全体でどうやるのか。先生個々が市町村の復興計画なんかのメンバーになるということはあると思うのですけれども、大学自身の取り組みとしてはどうなのか。

最後に、この評価書を見て、財務だけAクラスなのですね。あとはほとんど、大方達成の

Bとなっていて、大方さまざまな指標はうまくいっていると。財務だけはAなのですね。財務の管理と申しますか、事務管理はかなり徹底しているなどというふうに見ましたけれども。きょうなんかの新聞を見ると、大震災のかかわりで志望が減っているということも出ていました。定員を今のところ割っているということもあるので、やっぱり私は県立大学が大震災でも頑張っていて、こういう魅力があるよというようなことを、ぜひこの機会に押し出すし、あとは県内からの希望者がもっと、大学希望者が多いわけだから、県内からの入学生もこの機会にふやすとか、そういう努力をぜひやってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○清水総務室管理課長 先ほどの学生ボランティアを中心としました活動でございますが、いわてGINGA-NETプロジェクトと申しまして、岩手県立大学の学生ボランティアセンターが中心になりまして、全国の公立大学を中心に145大学、延べ1,250名が、——これは7月25日現在でございますが——7月から9月にかけて、それぞれ7区に分けて、釜石市、大槌町、大船渡市、陸前高田市、住田町等の被災地域に入りまして、学生ボランティアの全国的な活動の中心となって取り組んで、大変高い評価を受けているところでございます。

それから、大学といたしましての取り組みでございますが、地域政策研究センターという形で位置づけておりまして、センター長、それから部門長等々を設けておりまして、暮らしの分野、これはコミュニティーのきずなを生かした暮らしの体験、産業経済分野、これは地域特性を踏まえた産業経済の再建、社会生活基礎分野としまして、災害に強いまちづくりとインフラシステム整備ということで、各プロジェクトの復興研究、それから県、市町村、各種団体等に対する復興計画等へのアドバイス、それから他大学との共同研究の可能性の検討など、そういった各分野につきまして、大学全体として取り組みを進めているところでございます。

入学者確保についてでございますが、あわせまして前回の常任委員会でも御説明いたしましたけれども、被災者の学生支援ということで、被災者向けの特別選抜枠を平成24年度入試に向けて行ったところでございまして、現在39名、県立大学、盛岡短期大学、宮古短期大学部において入学試験を行ったところでございます。

○熊谷泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これで総務部の審査を終わります。

総務部の皆さんは、退席されて結構です。御苦労様でした。

次に、委員会調査についてを議題といたします。

お手元に配付しております平成23年度商工文教委員会調査計画(案)をごらん願います。

今年度の当委員会の調査についてであります。去る10月13日開催の正副常任委員長会議の申し合わせを受け、県内の日帰り調査1回を実施することといたしたいと思っております。

当委員会における調査は、お手元に配付しております委員会調査計画案に記載の日程により実施することとし、詳細につきましては当職に御一任願いたいと思っておりますが、これに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、詳細については当職に御一任願います。

なお、お手元に常任委員会調査実施要綱を配付しておりますので、御確認を願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。